

第五十一回 参議院 地方行政委員会 會議録第十九号

昭和四十一年四月二十一日(木曜日)

午前十時三十五分開会

委員の異動

四月二十一日

辭任

小柳 牧衛君
大森 久司君
二宮 文造君

補欠選任

岸田 幸雄君
郡 祐一君
北條 備八君

出席者は左のとおり。

理事

委員

小林 武治君
沢田 一精君
加瀬 完君

高橋文五郎君
津島 文治君
天坊 裕彦君
中村喜四郎君
鍋島 直紹君
占部 秀男君
鈴木 壽君
松本 賢一君
北條 備八君
市川 房枝君

國務大臣

自治 大臣

永山 忠則君

政府委員

自治政務次官 大西 正男君
自治省行政局長 佐久間 勲君
自治省財政局長 柴田 護君
自治省税務局長 細郷 道一君
事務局側 常任委員会専門員 鈴木 武君

説明員

林野庁林政部長 木戸 四夫君
林野庁林政部調査官 齊藤 清三君
自治省財政局交付税課長 横手 正君

本日の會議に付した案件

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査(昭和四十一年度地方財政計画に関する件)

〔理事沢田一精君委員長席に着く〕

○理事(沢田一精君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由及び補足説明は、すでに聴取いたしておりますので、これより質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○占部秀男君 この地方共済のほうの改正の問題ですが、法案の内容に入る前に、まずお聞きをしておきたいことがあるわけです。それはこの法律が制定されてから二回改正がなされたわけであって、今回は三回目だと思ふのですが、そのつど、参議院としても衆議院としても附帯決議をつけておるわけですか。この附帯決議の行くえといひますか、それがどういうふうに、われわれがつけた決

議が実行されておるのか、こういうことが、一つにはこの法案の審議をこれからする場合にも非常に重大なところと思ふので、その点についてまずお伺いをしたいと思ふわけです。

そこで、まず昨年の国会のときでしたか、附帯条件をつけた中に、最近ですね、共済組合、特に市町村共済組合の場合のような、短期給付の財政状態が非常に悪くなつてきておる。そこで何らかの財政を健全化するためにも国庫負担制度について検討すべきである、こういう附帯条件をつけたわけですが、去年からことしへかけて、これはもう局長御存じのように、さらに財政状態が悪化しておるわけです。こういう点について、何らかの措置をされるような検討が行なわれたかどうか、またそういうような計画があるかどうか、その点をまずお伺いしたい。

○政府委員(佐久間君) 昨年御説のような附帯決議をいただいたしまして、私どももいたしまして、誠意をもって検討を続けてまいりましたところでございます。まず、この基本的なところでまづについては、先生に申し上げるまでもなく、使用者たる地方公共団体と被使用者たる組合員との折半負担ということとを短期給付につきましてはたてまえといたしておるわけでございます。そこで、国庫負担ということになりますというところ、その基本のたてまえをくずすことにはなっておりません。すなわち、この点につきましては、ひとり地方公務員共済組合だけでなく、国家公務員共済組合、さらには他の健康保険その他の制度との関連も十分考慮いたさなければならぬ関係にあるわけでございまして、そこで、政府内部におきましても、それらの関係のところともいろいろと相集まつて検討もいたしてまいりました次第でございますが、この国庫負担、定率国庫負担の問題につきましては、現在なお結論を得ていない状況でございます。

す。この間、政府におきましては、社会保険審議会にこの問題の御意見を伺ったのでございますが、社会保険審議会の答申の中におきましても、共済組合に対しても将来国庫負担の定率化について検討すべきであるという、被保険者代表委員並びに事業主代表委員の意見が付記されて提出があった次第でございます。そこで、私どももいたしましては、共済組合についても定率国庫負担の導入については将来の問題として慎重に検討をしていこうという考え方を持っておった次第でございます。

なお、御承知のように今国会において健保法の改正に関連をいたしましたいろいろ御議論があったようにございまして、その際厚生大臣から、臨時医療保険審議会というものを設けて医療保険の問題を抜本的な改革を検討していきたいというような御答弁もあつたように伺つておるわけでございます。そこで、共済組合における短期給付の国庫負担の問題につきましても、医療保険全体の抜本的な改革が検討されます際の一つの問題として私どもも検討をしてまいりたいというのが現在の態度でございます。

なお、ついでに申し上げますと、このような根本的な改革はなかなか以上申し上げましたような経緯で、私どもだけで結論を得ることができません状態でございますが、御指摘もございましたように、特にこの市町村共済については赤字の問題が切実な問題でございましたので、せめて市町村共済の当面の赤字について、何か応急的な対策を講じられぬものかということを取り上げまして、真剣に検討もいたした次第でございます。私どももいたしまして、一つの試案を持ちまして、関係団体とも相談をいたしましたわけでございますが、この私どもの試案につきましては、残念ながら関係団体の十分な御了解を得るに至りません

でしたので、今回提案いたしました法案の中には入っておりませんが、私もそういう意味で努力をいたしたというこの資料をいたしまして、そういうことがあったということをお願いしておき次第でございます。

○占部秀男君 いま局長のほうで、この問題は捨ててはいないんだ、努力をしているんだという、その局長の言われたことは、私もよくわかるわけです。また、この折半負担のたてまえをくすすことになると、これは非常に重大な問題であるから、医療保険の改革の一つの問題点として、将来の問題として検討したいということも、これもある程度私も理解できるところですが、現状、そう将来へかけての問題としてとっておけないような、待っておれないような実態があるのじゃないか、こういう点を私は心配をしておるわけです。

それはどういふことかという、どうも市町村共済よりは、むしろ政府管掌の健保にこの際告のようになり、こういうような考え方が市町村の職員や、また理事者側にも、財政的な問題からあるということとをわれわれは聞いておるわけです。局長もその点お聞きになったと思うんですが、私はそういう人たちの意見を聞いてみますと、結局掛け金率が高いのです。高いというのは、今度政府管掌の健保の料率が、御存じのようになつたの六十五に引き上げられたわけですから、この四月現在で市町村の職員の料率の状況をみると、千分の百というものは、百をこえたところがある十二からにわたってあるわけです。ひどいところになると青森県下のような場合には千分の百八というようになっている。これはもちろん政府管掌の健保と、それから市町村共済の健保は立て方にありますが、したがって同じ料率でも換算をしなければならぬわけですが、われわれ換算したところによると、千分の百というやつは健保の千分の八十三に当たるのじゃないかと思うのです。つまり標準報酬が、健保のほうは例の扶養手当ですが、あれが本俸のほかに

入っておりますから、したがって健保換算にする市町村共済の料率は千分の百が千分の八十三ぐらいになるわけですが、健康保険の政府管掌の場合でも、いま引き上げた場合でも千分の六十五といふわけですね。したがって、これはもう相当高いわけでありまして、たとえ、われわれ調べたところでは、市町村共済の料率千分の九十、これを健康保険に換算すると千分の七十五、平均が二十五件以上もあるという実態です。まあ、平均して市町村共済の料率を、これは算術計算的なやり方で、いかにせんずさんな点があるかもしれませんが、やってみますと、結局千分の八十七・〇四、千分の八十七・〇四、こういう数字がわれわれのほうの計算では出てくるわけでありまして、これを健保の政府管掌の分に引き直して換算してみると千分の七十二・五に、まあ、さつき言った計算の基礎ではなつて、さうすると、料率が、政府の管掌のほうは今度引き上げて千分の六十五ですが、したがって市町村共済の全体平均としても高いわけですね、七十二・五ですから、約千分の七ぐらい平均では高い。個別の市町村によると、いま言ったように、もう千分の二十ぐらい高いところさえ出てきている。個別の市町村の共済によると、こういうような実態にあるわけです。

そこで従来、地方共済組合法が施行されたときに、従来の健保よりはここの方がいいのだからというところ、みな御存じのように、その当時のそれぞれの条例共済や組合共済からこれに入つたわけでありまして、むしろ市町村共済より政府管掌の健保に加入したほうが、いいのじゃないか、こういう議論が相当あるわけなんです。そういう点は局長どういふふうにお考えになつておられますか。地方公務員のどうも共済の短期分だけでありまして、短期給付の問題が、政府管掌の一般の健康保険よりはるかにどうも料率が、したがって折半負担ですから、掛け金率が高いというふうな、こういう状況は、やはりよくは速急に何らかの形で直さなきゃならぬのじゃないかと思うのですけれども、そういう点はどういふ

ふうにお考えになつておられるか、御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(佐久間) 政府健保とのバランスについていろいろ御説を伺つたのでございしますが、私もさういふ点でも、政府健保とのバランスをやはり一つの方法として考えて対策を講じていく必要があるのではないかと考えています。ついでには同感だしておるところでございします。

そこで、御指摘になりましたように、市町村共済の中で財源率が千分の百をこえるというところにつきましても、健保との権衡上も、これはいままでも高過ぎると申します。負担能力を、負担の限界をこえていくと、こういうふうな御指摘をいただいても、これはしかたない状態じゃないか、かような、かように思つておられます。そこで私も、それが千分の九十六くらいになりましようか、この政府健保における最高限が。そこでそれを一つのめどに考えてみますと、ちょうど御指摘の千分の百という字にその絶対のあれがあるわけじゃないかもしれませんが、大体百前後というくらいなところをこえておるものについては、対策を講ずる必要がある、こういう考え方に立つた次第でございます。

そこで、先ほどちよつと申し上げましたが、自治省で関係団体に御相談をいたしました対策と申しますものは、その千分の百をこえますものに對しまして、それ以上掛け金が上がらないように措置を講ずる。その方法といたしましては、市町村職員共済組合連合会に調整資金を設けて、その調整資金を百をこえるところについては放出と申しますか、それを交付することによって、百をこえないように押えていく。その調整資金に對しましては、交付税の中で特別に措置を考へていく、かような案を立てたのでございします。遺憾ながら、関係団体と完全な了解を得るに至りませんでしたが、この点でございますが、根本的な問題は別といたしまして、市町村職員共済組合の方面の状況に對する対策といたしましては、御指摘のこい

したような考え方、私も今後なお検討を続けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○占部秀男君 きょうは一応付帯条件がどうなつておるかというのを中心にお伺いするので、またこの次にこまかい点はお伺いしたいと思つて、念のために、いま局長の言われた調整資金ですね。これは本年度はどのくらいおおよそ考えていたわけですか。

○政府委員(佐久間) 今年度は千分の百をこえまうものをカバーできるところから概算をいたしまして、三億六千万ほどに予定をいたしておきます。

○占部秀男君 これで、まあ機械的な比較をするわけではないのですけれども、よくはこの際、将来の検討といつてもなかなか時間がかかるので、もう一歩に思ふのです。というのは、三億六千万円が出て、料率、財源率、まあ千分の百以上のところが助かる、これはもちろん助かるのはいいわけですが、そういう御努力に對してはわれわれも感謝しなければならぬと思うのですが、この政府管掌の健保に對する今度の政府の措置というものは、これはもう局長も御存じのように、補助が百五十億ですね。そして例の赤字のたな上げがさらにこの修正部分を含めると、九百六十億になるんじゃないかと、あれが七百六十億ですから、したがって二百億ばかりふえるのだから、九百六十億ぐらいのこの赤字のたな上げということになつて、結局政府管掌健保の適用されている該当事者といひますか、これらの一万二千人という率で割つてみると、さうしてまた一万市町村共済は、これは局長御存じのように、五十二万人いるわけですから、それとこれを、算術比率のような形で非常に申しわけないのですが、ざつと形の換算ですが、それをやってみると、さうすると、この市町村共済は補助金を、いまさつき言われた調整資金ですか、この財政措置を六億五千万から六億八千万くらいもらつて、それで政府健保の、今度

の何といひますか、百五十億に使うわけですね。それとまたその赤字のたな上げ分も、そうなる。市町村共済の赤字のたな上げだけで四十一億以上、四十一億六千七百四十四万四千五百円に上るんじゃないかと私は思うが、そのくらい数の赤字のたな上げをしても、今回の政府管掌健保の赤字のたな上げと同じ程度の赤字のたな上げですね。

きょうは、私はいまだ件数を申し上げたんで、またそういう点についてはこまかく伺いを、そちらのほうの資料をつくっていただいてからしたいと思うのですが、少なくとも政府管掌健保というものを一応めどとする以上は、それに近いやはり赤字のたな上げの措置、あるいはまた当面の何といひますか、国庫補助といひますか、財政措置ですね、そういう点も準備をせよとわかないと、この抜本的な将来の、折半負担のたな上げは、たまたまの問題として、これはまたあとで問題になると思ひますので、そのやる前に臨時的な措置、当面の措置としてそういうことをやってもならなければ、市町村共済はにっちもさっちもいかないようになるといふふうには私は考えるのですが、そういう点については局長はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(佐久間) 私も先生のおっしゃいますように、抜本的な対策と一応別個に、市町村共済については当面の対策を考えていく必要があるという認識に立っております。これは、先ほど来申し上げたとおりでございます。で、ただこの当面の対策にいたしまして、これが他の制度に波及するような形になりますと、なかなか政府管内におきましても、関係省庁の御了解を得るわけにいきませんので、実はいろいろ苦心をいたしました末、案出したしまったのが、先ほど申し上げた試案であつたのでございますが、この試案をさらに一つの土台といたしまして、今後関係団体とも検討を續けてまいりたい。まあ先生のおっしゃいますのは、どうも正面から単刀直入に国庫負担を導入しようという御趣旨かと思ひますが、それは先ほど申しましたように、他の

制度との関連もありますので、これは抜本的改革の際の問題といたしまして、当面はその問題に直接触れないで、何とか市町村共済の窮乏を救済していくことができるような方策を今後とも検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○占部秀男君 私局長の言われた気持ちもわかるのですが、当面の問題だけでなく、抜本的な問題の一部に触れなくて、この問題が当面だけでも解決できるかという、私はなかなかそうじゃないと思うのです。やはりこの際抜本的な問題にも足をかけた形で問題の解決に当たらないければ、これはもう解決ができません、こういうふうには思ひます。なぜそうかという、そもそもの市町村共済が何といひますか、こういうふうな赤字になったといふことは、これはもちろんその市町村共済の職員給与が、これはまたあとでこまかくやりますけれども、低いといふこと、府県の職員、大都市の職員、そして指定都市の職員、そのほかに一般の市町村の中小市及び町村の職員の給与が、これらの給与より低い。ところが、医療費はこれはもうほとんど同じである、医療費の増加は同じである、ここに一番大きな問題点があるわけで、結局政府管掌の健保の場合、まあちよつと性質は違つていいますけれども、赤字の出る共通の本質がそこに私はあるのだ。そこで市町村共済のいまいった給与を引き上げるとか、それでなければ、政府管掌の健保と同じように、国からの補助金を出すと、手当てをすること、これはどうかしなければこの問題は解決できないのです。しかも、局長御存じのように、あの当時、法律をつくつた当時、負担率の問題ですが、あれで同じ市町村でも非常にぐつとふえちやいかぬといふので暫定措置をしましたね、あれもだんだんいまはなくなつてきて、折半負担がだんだんとどになつてくると思うのです。私また、こまかい数字はいたしたいと思うのですが、おそらく二、三年後にはほとんどが折半負担になるのじゃないかと、目の手勘定ですけれども

ね、そういうような情勢である、こういうことからして、これはどうしても制度そのものに足をかけたようなあれをしない、この改革の、改革というか当面の措置をしなければ、市町村共済の問題は解決がつかぬのじゃないか、袋小路じゃないか、こういうふうには私は考えるのです、その点についての局長の御見解を承りたいこと、それからあわせて、私は当面そういうふうなところがある、こういう形をとれないものかといふことを局長にお伺ひしたいのですが、一つは、健保には利率の上限があるわけですね、健保の上限、これは政府管掌の場合は千分の六十五でしたか、これは政府管掌の思ひます、この市町村の場合に換算すると、千分の七十八ぐらゐになるのじゃないかと私は思ひますが、その利率、財源率といひますか、利率といひますか、この上限制度といふものをほつさりさせて、それでその上限以上の問題については国から負担がでると、国庫負担の道を、国庫補助の道を開くと、こういう点がないものかどうかといふことが一つ。

それからもう一つは、そういうことがかりにできないといふ場合には、職員が困るわけですね。もちろん理事者も困ります。理事者は地方財政が非常に苦しい、したがって困るのですが、理事者が困るというの、市町村の財政力の苦しさ、職員の困るというの、生活の直接の苦しさです。そこで、私のいま言つたような方法がかりにとれないとしたならば、財源率の問題でなく掛け金ですね、掛け金の上限といふものをやはり制度化することはできないだろうか、たしか政府管掌健保の場合には千分の六十五で、そしてその千分の六十五がかりに折半負担としても、千分の三十二・五といふことになるのです。掛け金率が千分の三十二・五、負担率が千分の三十二・五、こういうことになるわけですね。これを市町村共済にわれわれ計算して換算したところが、千分の三十九という掛け金率が出るわけですね。この千分の三十九に掛け金の上限を置く、こういう方法を制度化して、それ以上の負担率を、つまり理事者側の持

つ負担率を引き上げるとか、あるいはまた国からの補助をとるとか、これはいろいろあればありますけれども、せめて職員の掛け金率だけは、健保における被使用者の掛け金率の上限と同じような上限だけでもそろえれば、これは相当職員としては、生活問題の上からいって助かるわけですね。

そこで、当面、先ほどの私の言つた問題についての御意見と、もう一つは、利率、財源率の上限を、政府管掌健保と同等の程度に制度化することはできないか、それがかりにできないければ、今度は掛け金率、掛け金の上限だけでもそれをして、職員の非常に苦しいのを救つて、政府管掌健保にかつたらいひと、かわつたほうがいいといふことのないように、やはり法というものをより立てていかなければいけないので、そういう方向にいくといふような、そういう点についてどうですか、御意見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐久間) 健保との比較をされての御意見でございますが、この共済組合に入りまます前の健保は、政管健保ではなくて、組合健保であつたと思ひます。その点私も先ほど御答弁申し上げる中で、組合健保と政管健保をあるいは正確に使い分けずに申し上げたかと思ひますが、これは組合健保であつたと思ひます。組合健保については、法律で上限が千分の八十になつておりますが、これを共済組合に引き直しますと、千分の九十六になるわけでございます。そこで、先ほど私、市町村共済に対する当面の対策として、考え方の一つめといたしまして、その組合健保よりも上回つてゐる分については、これは措置の對象として考えていくべきだと、千分の九十六でございまして、大ざつぱに申し上げますと、大体千分の百をこえてゐるものを対象に考えたわけでございますが、そこで先生の御指摘が、もし組合健保ではなくて、政管健保の掛け金の上限といふものをこえるものについては、国庫負担を導入すべきではないか、こういう御説であるといひますと、その点につきましては、政管健保と組合健保、あるいは共済組合との性格と申しますか、こ

それが相当違うのではないかと、政管健保の場合におきましては、あるいはことばが適当かどうか存じませんが、少なくとも、どちらかといえますと、低所得の階層を対象にいたしておるわけでございますから、ここに社会保障的な考慮が払われまして、国庫負担が何らかの形で導入されるということの根拠があるのではないかと。ところが組合健保なり共済組合につきましては、これはまあ使用者と被使用者とが金を出し合つて管んでいくというのが制度の本来のたてまえであつたのではなからうか。そこで、しかし今度はそれについても非常に多く赤字が出ておるわけでありまして、それが組合員の負担の限度をこえておるといふところに、今回の問題が発生をいたしました原因があるわけでございますが、まあそこでこの国庫負担を導入するといふことは、いわば共済組合あるいは一般の企業の場合におきまして、お互いの使用者と被使用者との間の負担のほかに、国民の税金でもつてそれをカバーする必要があるかどうか、こういうような問題となるわけでございます。そこで、問題がたいへん根本的な問題に關連をいたしてまいりますので、なかなか私も結論を得るまでに苦慮、難渋をいたしてまいつておる次第でございます。

まあ、そこで、先ほどのお尋ねでございますが、そういう意味で掛け金の上限というものをかりに想定をいたします場合にも、私どもとしては、政管健保等を考えるといふことは適當でない。やはり考えるならば組合健保を考えていく。そこで組合健保とのバランスといふことが、私どもも、先ほどから申し上げておりますように一つの考え方のめどとしておるといふことでござい

す。それから第一のお尋ねの市町村共済に対する対策でございますが、それにいたしまして、国庫負担に足らなれば対策が立たぬのではないかと御指摘でございます。まあ私どもも、おっしゃいます意味はよく理解されるわけでございます。しかし、直接国庫負担に足らな

むということになりますと、先ほどの根本の問題なり、他の制度との関連も生じてまいりますので、私どもの一応の現在の試案としておりますのは、そこまでのいかずに、私どもの中で操作できるということ、連合会に調整資金を設けさせる、その調整資金を設けさせるについては、交付税の操作によつてある程度のものを供給し交付していき、こういう考え方をいたしたわけでございます。その辺たいへんすつきりせぬような点があるうかと思ひますが、当面の対案といつしましては、その辺が実は考えの、知恵の及ぶ限度でございまして次第でございます。しかし、御指摘のいろいろな点については、非常に重要なポイントを含んでおりますので、今後ともつとめまして研究はいたしてまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 だいた御苦心をされておる、そのことはわかるのですが、どうも私、局長が言われたことが、地方共済全般の問題としてはある程度理解できるのですが、市町村共済の問題としてはちよつと理解できない。結局低所得階層に対する政管健保の問題、それから地方共済全体としての流れ、使用者と被使用者との折半関係と、こういうような一般的な流れは、この法律のたてまえの流れはわれわれも承知しておるのです。ところが低所得階層といふものはどういふものかという問題点があるわけ。で、私資料として、実はこれは自治省のほうの資料から取つたわけなんです、四十年三月の地方共済の各組合の平均月収ですが、これをとつてみたのですが、地方共済も、公立学校も警察も、東京都はちよつとですが、指定都市も、いずれも三万二、三千円になっているわけ。高いところは三万九千円ぐらゐるわけ。高いところもあるわけですね。ところが一方普通の都市へ行くと三万円台が消えて、それが市町村共済の場合は二万五千六百十一円でございます。ゼロ一円でしたか、ちよつと書き損じたのですが、そういうふうな低いのです。市町村共済の場合は、政府管掌の平均月収、平均月額ですが、これはもちろん本俸プラスの家族手当になる

わけですが、これが二万九千四百十二円、四十一年度の単価で四十年年度で二万九千四百十二円になつていて、ちよつと市町村共済のほうの、先ほどのような計算方式で換算すると二万四千五百円と幾らかというふうな、こまかい数字は省きますが、なるわけなんです。そうすると、市町村共済の平均月収といふもの、平均賃金と言つてもいいのですが、といふものと、健保の、政府管掌の健保の平均標準の月額、それとの実質的な内容はほとんど変わりがありません。まあ千円ばかり確かに市町村共済のほうが高いことは事実です。しかし、ほとんど変わりがありません。こういうような低所得のものは、三万二、三千円以上とおつておるものと、これはやはり違うのです。違うのですから、それはほんとうに政府管掌のほうに入つても同じ低所得のものなんですか、したがつてこういうものについてやはり特別の措置をしなければ、いま言つたように国庫補助といふべきか、それに足をかけた特別の措置をしなければ、この問題は率直に言つて解決しませんが、取るものがないのですから。もう月給が少い人たちが同じように医療費は上がつてい

るわけ。高収入の人と同じように医療費は上がつていふのでこの赤字が出るのですから、したがつて、月給を上げるか、月給を、地方共済がかりに三万三千六百十三円にこの自治省のあれではなつていて思ふのですが、それと同じくらいに賃金の平均を上げるか、それでなければ、いま言つたように国の負担を、低所得者としての国の負担を聞く道を何か足がかりとして、局長の言われた抜本的な改革ができるまでの間のつなぎとして、特例的に、暫定的にこれを導入する、こういうことをするか、どちらかしなければ、市町村共済の問題は解決できない、こういうふうには私に考えるのです。が、局長、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐久間重君) 先ほど申し上げたことを繰り返すことになつて恐縮でございますが、市町村共済の当面の赤字を処理いたしますについで、組合健保との掛け金の負担のバランスを考え

ていく、財源率のバランスを考えていく、こういう考え方に立ちますといふと、当面の問題といたしましては、私どもが計算をいたしました三億六千万といふものでカバーできると、こういう考え方に立ちましたので、その点については当面の措置としてはそれ以上のことは必要がないといふふうに考えた次第でございます。しかし、これは、まあ当面の四十一年度、四十一年度の状況をもうといたしまして推算をいたしますから、今後医療費のさらに増高いたしますかどうか、また給与の改善がどのようになりますか、そういうことによりましては、恒久的な制度としては、これはなお不十分な点があるかと思ひますけれども、当面はそういうことで足りるといふふうな考え方をいたした次第でございます。

○占部秀男君 きょうはまあ附帯決議についてのあれを聞くわけですから、この問題はあとの問題として、この程度にしておきたいと思ふのです。それから、去年の同じ本委員会の附帯決議で、いわゆるスライドの問題といふことが、生活水準の向上や物価の上昇及び現職公務員の給与に即応する年金の額を引き上げるようにすること等、この問題については今度の法律の改正でも一部触れたような感じがするんですけれども、どういふふうになつておりますか。

○政府委員(佐久間重君) この点につきましては、今回の改正の中で、七十四条の二に「国民の生活水準、地方公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする」という規定を置しまして、附帯決議の精神は明文化した次第でございます。

なお、この規定を具体的にどのよう運用していくかということにつきましては、今後検討をいたしてまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 まあここに一つのスライドの精神が入れたということについては、これはもう今日の物価の上昇する、変動する現状から見て一歩前進であると、こういうふうに思ひ、またわれ

われの附帯決議の筋を一応この法律案に盛てくられた、その努力に対しては多とするのですが、問題は、これが具体的に実動する基準というか条件というか、そういう問題にあるわけですね。これが単なる精神規定、そういうものに終わってほくはもうどうにもならないんで、そういう点についてはこれはまたあとで、この法律案の内容のときにも詳しくお伺いしたいと思うのですが、局長としてはどういふふうにお考えになっておりますか、具体的な発動のあり方について。

○政府委員(佐久間彌君) これは私どもだけではなくて、恩給あるいは国家公務員の共済年金についても共通の問題でございますが、でございますので、関係省庁ともよく協議をしましてまいらなければならぬと思いますが、私どもについて申し上げますと、御承知のように地方公務員共済組合審議会がございまして、各共済組合の関係者、あるいは関係職員、団体関係機関の者でいろいろこの制度の改正について御審議をいただく機関を持っておりますので、そこに御相談をいたしまして、具体的にどのような措置を講じたいか、十分ひと御審議をいただき、また、その御審議を尊重して行動するようにしてまいりたいと、かように考えております。

○占部秀男君 まだあとで詳しく聞きますけれども、念のためお伺いしたいのですが、そういう場合には、地方共済には審議会があるわけですね。その他の市町村共済ですね、都市共済あるいは東京都の共済でもそうだと思いますが、あれはいわゆる議員会がございまして、議員会が、それで組合員が出ていて、選挙された代議員が出て基本的な問題をきめると。やっぱりそういうところのこれは一つの問題点になり得るようこの具体的な措置を考へるんですか。それとも政府なりあるいはこの理事者側なりだけの考へ、まあ諮問機関というのか何というか、そういうような考へで何か答申をしてそれをやるとか、そういうような方式を考へておるのですか、どちらでございいますか。

○政府委員(佐久間彌君) 先生のおっしゃいましたのは、組合会のことかと思ひます。三共済には運営審議会等がございまして、これは組合自体の運営についての諮問機関でございまして、私の申し上げましたのは、自治大臣の諮問機関といたしまして、三共済も、そのほかの都市共済あるいは指定都市共済、都の共済全部を含めまして、この地方公務員共済組合法の適用を受ける対象となるものにつきまして、制度をどういふふうに変更していったらいいかということ、御意見を伺う政府の正式の諮問機関としてあるわけでございます。その御意見も十分にひとつ拝聴してまいりたいし、なおかつ、これは実際具体化するには財源措置を要することになりますので、これは政府内閣関係当局ともよく相談をしましてまいりたい。いずれにいたしまして、これを死文にいたしませんように、十分努力をしましてまいりたいのでございいます。

○占部秀男君 これでこの問題は終わりますが、ぼくはこれは希望といふか、こういう問題は、やはり職員の生活上の問題なんですから、組合会なりで、こういうものを何と申しますか、問題にできて、そこで決定するわけじゃないのですね。問題にできて、それをいま言われたように、制度の中に取り入れるというか、問題点として拾うことができる、こういうような、何か組合員自体に、生活しておる組合員とスライドの問題とが切れないという形の、連絡した形のこういう制度のあり方をわれわれは希望したいのですがね。そういう点については、これは局長なり大臣なり、どういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(佐久間彌君) これはまあ運用上の問題かと思ひますが、先ほど申しました自治大臣の諮問機関である地方公務員共済組合審議会には、組合側の代表者もいたしまして、それぞれ職員団体のこの方面を担当しておられる方が委員として参加をいただいておりますので、今日までの運用にあたりまして、それらの方々の御意見

を十分拝聴しながら運用してまいっておりますので、今後ともその点については十分配慮をしてまいりたいと思ひます。

○占部秀男君 その点についてはあとでまた法案の内容を審議するときに、内容に触れるときにまたひとつお伺いしたいと思ひます。

次に、同じ去年の附帯決議の中で、地方議会議員の在職期間について、都道府県、市及び町村間において相互に通算することができるよう検討する」と、こういうふうになっておるわけですが、この点はどういふふうにお考えになっておりますか。また、こういう点についての作業といふか、進められておりますか、お伺いをしたいと思います。

○政府委員(佐久間彌君) この点につきましては、私も、私ども検討を続けてまいっておりますが、現在のところ、まだ成果を得る段階に至っておりません。で、いろいろ検討してみますという、なかなかこれむずかしい問題がございまして、本来の性格が、一般の公務員を対象とした、ほんとうの意味と申しますか、公的年金制度とも違う互助年金という性格が強いものでございまして、それから実際問題といたしましても、技術的に見まして、都道府県と市町村との間に報酬の上に非常な格差がございまして、それで、市町村議員から府県議員になるといふ者が多いわけでございますから、最終の府県議員のところをやめました場合に、一体その給付の額をどういふふうに計算したらいいの、それまでの掛け金なり積み立て金なりをどういふふうに扱ったらいいの、いろいろ技術的に困難な問題がございまして、それらの点をいろいろ検討はいたしておりますので、今日までのところ、これならばこれで十分いけるといふ成果がちょっとこのところ、まだ得られない状態でございます。

○占部秀男君 そうすると、この問題は、技術的な問題が相当あるけれども、筋としては早くひとつ成果を得てやっていきたいと、こういうことで努力しておるというふうに確認してよろしゅうございいますか。

○政府委員(佐久間彌君) この筋の問題として、実は若干問題がないわけではございません。と申しますのは、これは通算年金通則法の適用の対象になつては公的年金でもございませぬ関係で、そこをどう救うかと、これと、これをかりに通算いたしました場合に、この年金と一般の公的年金とを併給させるということが、国全体の制度の上からいかにどうかというふうな問題もあるように思ひます。ただ、私どもとしては、そういう問題はさておいて、とにかく、技術的に一体どういふものがどういふふうになり立つかどうかということに今日まで力を入れて検討を続けてまいつたのでございまして、技術的な問題もいろいろの問題もある。しかし、せっかくの附帯決議をいただいたわけでありまして、私どもとしても前向きでもって現在検討を続けておる、かような次第でございいます。

○占部秀男君 それではこの問題はあとでまた入るとして、この程度でよいと思ひます。

それから一昨年、三十九年の改正のときに、同じ本院のこの附帯決議の中で、団体職員の期間と公務員の在職期間と相互に通算する措置を検討すること、こういう附帯条件がついておる。これは御存じのように、衆議院のほうにもついておるわけですが、今度もそのほうの問題が一部あらわれているというふうに見えておるのですが、今度の法律では、これはどういふふうになりますか。

○政府委員(佐久間彌君) 今回御提案をいたしました法案の中におきましては、公務員から団体職員になりまして、また公務員に復帰をした職員につきましては、通算を認めるという内容になっております。いわゆる公庫公団方式と申しますか、公務員から公庫公団の職員になって、また復帰した者について、現在通算をする制度がございまして、それにならった制度を今回内容として御提案を申し上げておる次第でございいます。

○占部秀男君 そうすると、具体的に聞きます

と、たとえば東京都の職員が首都高速道路公団のほうに出向する、それでまた今度は東京都に帰ってきたという場合に通算すると、こういうこととなるわけですね。

○政府委員(佐久間重君) そのとおりでございます。

○占部秀男君 この委員会の附帯決議の内容は、相互に通算する措置を検討してもらいたい、というふうなことでございますが、そのいま言ったのは、公務員であった者の一方通行というわけ、片道通行というか、相互ではないわけなんですね。で、本院の決議はちよつとそれと違つていたと思うのですが、その相互の点についてはどうだろうか。

○政府委員(佐久間重君) その点につきまして検討をいたしました。検討いたしましたのが、相互に通算をいうことになりますると、現在の他の制度との均衡、具体的に申しますと、公立学校共済組合と私立学校共済組合、あるいは国家公務員共済組合と農林漁業団体の職員共済組合等の関係とある程度関連を考へていかなければいかぬと、こういうようなことに政府内部で折衝の過程においてなつたわけでございます。それらのものにつきまして、今回御提案をいたしております公庫公団方式による通算さえも現在認められていないという状況でございます。むしろ、それぞれの団体について性格がみな必ずしも同じではございませんので、それらの点についてはなお検討の余地はあろうかと思ひますが、一応関係省庁と折衝をいたしました結果、今回御提案を申し上げているところがまずまずのところだと、こういう結論になりました次第でございます。

○占部秀男君 これはいろいろ問題のあるところですが、きょうはこの程度にして、あとでひとつ詳しく入りたいと思ひます。

それから最後に、この法律が成立した四十一国会でしたか、三十七年の八月でしたと思ひますが、そこで附帯決議が相当ついておりますわけですね。その中の二、三お聞きしたいと思ひます。

が、この四項目だと思ひましたが、四項目に、「地方職員共済組合等の理事に組合員代表を加える等組合の民主的な運営を図ること。」、こういうことになつて、本院の附帯決議がそうなつておるのですが、これは衆議院側も同じような意味合いを第一に持つていつて決議をしておるのですけれども、この扱いはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(佐久間重君) これは御決議の趣旨に沿ひまして、そのとおり実行をいたしております。

○占部秀男君 そのとおり実行しているということは、組合員代表という文字を、これを理事者側も含めての全体という意味にとつておるのですか、それとも、ほんとうに使われておるいわゆる職員団体的なものの代表という意味にとつてやられておるわけですか。

○政府委員(佐久間重君) これは実際のやり方を申し上げますと、たとえば地方公務員共済組合の場合におきましては、自治労から推薦のあつた方を理事に加えるという措置をとつております。

○占部秀男君 市町村共済のほうはわかつておりますから、これはこのままでけっこうでございます。

それからその次に、五項目の、「組合等の資産の運用に當つては組合員の福祉の向上に万全を期すること。」と、こういう項目の決議が行なわれておるのですが、そのまゝ、これはまたあとで詳しくお伺ひしますが、概略でいいんですが、資産の運用は、特に積み立て金の運用、それから組合の剰金がありますかどうか、その運用、そういう面はどういふふうによつて大筋的にいふ使われておるわけですか。

○政府委員(佐久間重君) この点も、御決議の趣旨をくみまして、組合の福祉のための用途、具体的に申しますと、組合員に対する貸し付けなり、特に最近住宅需要が非常に多いわけでございますので、その住宅貸し付けのワクの拡大ということにつきましては、一昨年さらに昨年と続いて措置をいたしたように記憶をいたしております。そ

のほかの点につきましても、組合員の福祉に十分活用されますように指導をいたしておる次第でございます。

○占部秀男君 きょうはこのくらいで……。

○理事(沢田一精君) 本案に対する本日の審査は、この程度にいたします。

○理事(沢田一精君) 次に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○鈴木壽君 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正案の改正部分そのものじやございませんが、この法律の規定と実際のやり方の中には多少問題があると思ひ点が二、三ございますので、その点をひとつお伺ひをしてみたいと思ひます。

一つは、国有林野についての交付金の問題でございますが、国有林野にかかる土地についての交付金これについてはすでにいろいろ耳にも入つていふと思ひますが、所在の地元市町村でもどうも交付金が少な過ぎる、こういう声がもつぱらでございます。というの、いろいろこれは法律上の問題、これはあるわけなんです。結論論的にいつて、国有林野にかかる土地の評価額が国有林野の土地についての評価額との間に著しい差がある、こういうことに帰着するようでありま

す。したがつて、もつと申しますと、国有林野の場合は評価が低過ぎるのだ、国有林のそれと均衡を欠いておるのだ、こういうところにあると思ひます。私もその点については、やはりいろいろ二、三問題になつたようなところを調べてみましても、そのようなことをやはり肯定せざるを得ないと思ふのであります。そこで今度のこの国有林野の土地についての交付金の額が一億四千六百万円ばかりふえておるようであります。約一億五千万円ふえておりますが、この増額になつた一億五千万円のこの根拠、どうして四十年にわたる六億

三千四百万円が今度は七億八千万円になつたのか、そのはじき出された根拠、これをひとつ、まず最初にお聞きしたいと思ふのであります。

○説明員(木戸四夫君) 国有林野につきましては交付金につきましては、三十九年度に固定資産税の評価額があつたわけでございます。国有林野に

関係する交付金は、前年度の三月三十一日現在の国有財産につきまして、そのときの台帳価格によるというのが原則になつておるわけでございます。台帳価格と交付金の基礎となるべき価格が著しく違ふ場合にはそれを修正した価格で交付金を算定するというのがこの法律のたまえになつておるわけでございます。四十年にわたつては、実態調査が間に合ひませんでしたので、一応山林につきましては、固定資産税の評価額が一、二倍だけ課税が上がる、こうなつておりますので、一応それを基準にいたしまして四十年度の交付金額をきめたわけでありま

す。四十一年度におきましては、三十九年三月三十一日現在におきまして、国有林野の近傍類似の国有林野につきまして実態調査を行つたわけでありま

す。その結果、台帳価格とそれから課税標準額と比べまして、台帳価格を五〇%以上一〇〇%未満を上回つたものにつきましては一・五、一〇〇%以上一五〇%未満を上回つたものにつきましては二・五をそれぞれ台帳価格に乘じまして得た額を交付金の算定額といたしまして、この額に公定率であります百分の一・四を乘じて得た額を交付することにいたしましたわけでありま

産税の率一・四、千分の十四、百分の一・四を乗じたそれを交付金とした、こういうことでございますか。

○説明員(木戸四夫君) そのとおりでございます。

なお、補正して申し上げますと、その右の実態調査の結果、台帳価格を下回ったものもあるわけでございます。それから台帳価格を上回ったものもありません。上回り率が五〇%未満のものもあつたわけでありまして、これは台帳価格を交付金の算定基準額として公定率である一・四をかけた額で計算したわけでございます。

○鈴木壽君 現在の台帳価格です、台帳価格の評価がえをやってのは、この前のやつだといまから五年前でございます。今度、ここの三月で、たしか台帳価格が直るはずなんです、その点どうですか。

○説明員(木戸四夫君) 先ほど御説明いたしましたように、国の固定資産につきましては五年ごとに評価がえをすることになっておりますけれども、国有林野特別会計に属する国有林野につきましても、企業財産でございますので、これは取得原価主義をとると、こういうことになっておるわけでございます。したがって、著しい経済変動がある場合以外は、取得原価主義をとることになっておるわけでございます。それで、国有林野につきましても、評価がえを行ないましたのは、すでに御承知のことと思ひますけれども、昭和二十九年に林政の統一をやつたわけでございます。内務省所管の北海道の林野とか、あるいは御料林を編入したわけでございます。その際、評価基準がそれぞれまちまちでございましたので、統一して二十九年にやつておるわけでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、二十九年に統一した基準によつて評価をして、それを台帳に——いわゆる台帳価格が二十九年以降変わっていない、こういうことでございますか。

○説明員(木戸四夫君) そのとおりでございます。

○理事(沢田一精君) 委員の異動についてお知らせいたします。

本日付をもちまして二宮文造君が辞任せられ、その補欠として北條備八君が選任されました。

○鈴木壽君 二十九年以来、台帳価格がそのままになっておると、その場合に、あれですか、国有財産法でいう五年ごとに評価がえをしなければならぬ、ということ、国有林野の場合には適用されない、ということ、その点どうですか。

○説明員(木戸四夫君) そのとおりでございます。国有林野事業特別会計法の施行令に、取得原価主義をとるということを書いてあるわけでございます。

○鈴木壽君 施行令にそういうふう書いてあると、他の国有財産の扱いとは違うということなんですね。施行令によつて、いわば特別な扱いをしておると、こういうことでございますか。

○説明員(木戸四夫君) そのとおりでございます。企業財産でございますので、やはり経済変動が著しくない場合には、取得原価主義をとるのが企業としては通常のことかと思ひます。

○鈴木壽君 そうしますと——その点はわかりました。私はまたそこまで、それこそ恥づかしい話ですけれども、わからなかったものだから、やはり他の国有財産と同じように、五年ごとに評価がえをするんではないかと、こう思つておつたのですが、たまたま誤りであつたようでありますから、それはそれで、じゃあよろしゅうございませう。

それで一つお聞きしたいのは、いまのお話の中にもありましたが、経済的な変動といふんです、それが著しい場合には価格の修正をしなければならぬと、こういうようなことをおっしゃつていますし、この納付金の法律にも、第八条で、ここには経済的な変動といふことが入つておりませんけれども、「各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第二条の規定によつて市町村交付金を交付す

べき固定資産について、国有財産台帳等に記載された当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課せられるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なる」と認められている。前年の十一月三十日までで、「云々と、ここにこういうふうにして、修正をした価格の算定の基礎をあわせて通知しなければならぬ」とあります。すると、いままでにおやりになっておりますことは、第八条のこの価格の修正通知というこれに基づいておやりになっているのだと、こういうふう

に考えていいのですか。

○説明員(木戸四夫君) そうでございます。

○鈴木壽君 そうすると三十八年度——それ以前の三十一年度以降ずっと拾つてみますと、三十八年度までは、大体市町村に対する交付金額がほとんど動いておらない、これは、結局台帳価格が二十九年に載せられて、それをそのまま使つて、一定の率をかけて、交付金の金額をはき出して、おやりなすからさうだと思ふのです。三十九年度になつて若干——一億ばかりふえているようでありまして、三十九年度に、四十年にさうに若干ふえていると、こういうことになつて、今度、四十一年度では、さつき言つたように、四十年よりは一億五千万円程度ふえている。この間にさつきお話を聞きましたところでは、四十一年度のこのことについてお聞きしたのでありますが、三十九年度において約一億四千万、まあ九千万円ですが、ふえている。このふえた理由——四十年ではさらに五千万円程度ふえている、こういうことについて、どういふことのためにこのように額がふえてきたのか、四十一年度でさつきお聞きしたように何か特別な措置が講じられたと思ふのであります。その点についてひとつお聞きしたい。

○説明員(木戸四夫君) 三十七年に第一回の実態調査を行なつたわけでございます。これは先ほど御説明申しましたように、国有林野の近傍類似の民有林につきまして調査をやつた結果に基づきまして、三十九年に交付金を交付することになつた

わけでございます。そこで三十九年に相当の増額を見たわけでございます。それから四十年につきましては、先ほど御説明申しましたように、三十九年に固定資産税の評価基準の改正がありましたので、調査が間に合ひませんでしたので、法律上一・二倍だけ増額して課税すること、その間に一・二倍をかけた、一応の交付金を算定したわけでございます。四十一年度につきましては、先ほど御説明申上げたとおりでございます。

○鈴木壽君 四十年について、三十九年度の修正が行なわれたと、それから四十年の、法律に基づいて一・二倍までと、こういうふうになつていからそれでやつたんだと、こういうこととでございますが、その法律で、国有林野の交付金について一・二倍にするというふうなことは、どこかの法律にございますか。

○説明員(木戸四夫君) 国有林野についてはないわけでございますが、地方税法におきまして、三十九年に固定資産税の評価基準の改正を行なつたわけでございますが、課税につきましては急激に上昇することを防止するために、実際の課税額は前年度の二・二倍の範囲と、こういうことになつていと思ひます。これは自治省のほうが詳しいと思ひますけれども。

○鈴木壽君 三十九年度からの固定資産税の課税については、何といふますか一つの経過措置みたいな形で一・二倍、そういうふうにしてやる、それは私もわかつておりますが、特に国有林野の場合についての何かの規定があつたのかどうか、こういうことです。

○説明員(木戸四夫君) ありません。ありませんけれども、先ほど御説明申しましたように、固定資産税との均衡を考へる必要があるということ、実態調査が間に合ひませんので、便宜一・二を使つた、こういうことでございます。

○鈴木壽君 四十一年度については、三十九年三

月三十一日の実態調査に基づいてそれぞれふえた幾つかの段階をつくって、そしてそれぞれの率の倍率をかけてやったというお話であります。さうしますとこの四十一年度のこれで、さつき私一番初め申し上げましたように、他の、いわば近傍の、はつきり言うとも国有林の土地の評価のそれと、今度の国有林の評価のこれとバランスがとれた、こういうふうにならなれておりますか。

○説明員(木戸四夫君) 現在の段階ではバランスがとれていると考えておるわけでございます。○鈴木壽君 国有林の評価のそれを見ますと、反当これは四十年度では六百五十四、四十一年度では、今度の増額措置によって、あるいは評価の修正によって四百四十円ばかりふえておられますね、七百四十二円。ところが民有地の場合には、四十年度で二千三百三十四、四十一年度の場合には二千六百五十八円、こういうふうになっておられます。ここで大體現在の時点において、四十一年度の時点において、民有林の土地と、それから国有林の土地との単純な比較からしますと、国有林のほうが大體三分の一までには達しない、大體まあ三分の一、こういうことでございませぬ、評価の平均からしますと。いま、これで大體バランスがとれた、こういうふうにおっしゃいましたが、この数字からだけでは簡単にバランスがとれたとか、それないとか、いうことは私は言えないと思ひますし、その数字をそのまま基礎にし、いや、これでけしからぬ、こういう気持ちにはございませぬ。しかし、ただこの数字からいっても、私、おおよその傾向というのとはかめると思ふのであります。が、やはり何としてもまだ低いという、国有林野の土地が低いということは言えると思ふんです。もちろんこの中に、国有林野の場合、非常に奥地だとか、民有林と比べて不便なところ、奥地、あるいは地形その他からいってひどいところももちろんありますから、さつきも言ったように一がいこの平均値をもつてどうのこうのというのは私少し無謀だと思ひますが、なお私は、今回の価格の修正によつても均衡が十分とれておる、

○説明員(木戸四夫君) ただいま先生からもおっしゃるとおり、一がいと比較することは非常にむずかしいと思ひます。まず第一点といたしまして、国有林野につきましては、民間では課税されない保安林が約三割、二百万町歩含まれておるわけでございします。それも総面積の中に入っている点が第一点として異なるわけでございします。それとともに、全国一般に平均いたしますとそういうことになるわけでございします。国有林野は北海道、東北地方に非常に偏在しているわけでございします。この地方は一般に地価が低いわけでございします。約国有林の七割が北海道、東北地方にあります。民有林におきましては二八%程度になっておる。民有林におきましては二八%程度になっておる。先生が先ほどおっしゃいますように、非常に僻地にあるのが国有林には多いわけでございします。そういう点がありましますので、一がいと比較することはむずかしいと思ひます。

なほ、調査の方法等について調整する必要があるというところであれば、調整していきたいとは考へておりますけれども、これが著しく低いということは一がいには言えないのではないかと、かように考へておるわけでございします。

○鈴木壽君 これはもう根本的には、私は台帳価格といふもののきめ方でどういふふうな、何といひますか、ある一つの限界が出てくるのじゃないか、取得原価主義であるというところでございします。ここで一つ私は問題があると思ふのです。それが取得原価主義で台帳価格をきめていた場合に、かりに経済的な変動なり、年月の経過によつていろいろな価格の変化が出てきて、この修正というものは、ある程度制限された中で処理しなければならぬということが私はあると思ふ。だから、いまさかのぼつて、台帳価格をいかなるものによつて載せるべきかというふうなことについては、これは基本的に私は考へなければいけない問題があると思ひます。しかし、一方そういうものがあつても、さつきから指摘しておられますように均衡のとれるような価格といふものを常に考へていかなければいけないので、そのための修正も当然の義務として法律によつて課せられているのであります。いま言つたような基本的な問題はありますけれども、実際の評価の価格といふものは、もつともつと私はやはり自治体の民有林等のそういうものと均衡を失しないようになされるべきであると思ふのです。

一方、これは話がちよつと違ひますが、国有林野の払い下げなんかの場合、何も台帳価格とかいまの評価額でやるのじゃなくて、どんな時価といふようなことで払い下げをしております。払い下げをする場合には、そのときの評価といふのは、これは私は経済のそれによつて変わつていく、現時点においてはそういう評価をせざるを得ないということになつておると思ふ。ですから、それをそのまま、何も売買価格をさぐりわゆる市価と称せられておる払い下げ、売り払い等の場合の価格をさぐり使えといふのじゃありませんけれども、もつともやはり、しかしこの評価といふものをもう一度考え直して評価を直す、修正するといふことにはない、私はうまくなのうだ。あなた指摘されるように、民有林の場合の保安林の場合を除かれておるというところは、私は承知しております。しかし、国有林の場合にはそれが含まれておる。問題はそういうところにあることはあります。問題は、評価そのものとしては、私はやはりいま申し上げたように、問題は依然として残つておると思ひますが、その点でございますか。

○説明員(木戸四夫君) 私のほうとしては、できるだけ適正な評価をやるということでは、現在やっているわけでございしますけれども、なお問題があれば今後検討したい、かように考へております。

○鈴木壽君 いま鈴木委員がお話しになつておるように、どうもやはり私も民有林と比較して非常に安いといふことはわれわれもよく感じておるし、それから所在市町村でも始終さういふことを

言つておる。ことに私のほうは静岡岡県ですが、静岡岡県などは、いまあなたの回答するような北海道なんかと違つて、相当利用度の高いところにあるのに相当安い、その市町村では交付金を上げてもらいたいといふことを始終言つております。私、私はやはりこれからは随時価格の評価がえといふことをやつてももらいたい、さうして少しでも民有林との均衡が、バランスがとれるようにしてもらいたい、さういふふうな思ひますから、その点は私からもひとつ特に要望しておきます。それから、いまの評価がえしたものは、いわゆる台帳価格としてあなたのは置くのですか。それは別のものです。

○説明員(木戸四夫君) 台帳価格は台帳価格として変わります。それと評価額は別のものでございします。

○鈴木壽君 これは評価そのものも私なかなかいろいろむずかしい問題もあり、さつき私も申し上げましたように、奥地等もあり、あるいは民有林には除かれておる保安林の土地も対象になつておるということもありましますから、たいへんだと思ふが、しかし、私はさつき評価そのものに問題があると思ふ。できるだけこれは、少し悪口のようになつておるけれども、上げまいといふような評価じゃないかと思ふのですが、さうといふ思ひはないのです。実は私、さつきあなたがおっしゃつた東北、北海道にずいぶん多いという、その東北、秋田の者ですから、地元の方長も何かやっぱりの問題についていろいろ言われるのです。さうして話を聞き、実態を見たりなんかしますと、やっぱりとこまで上げるということについては、まあいろいろ問題があると思ひますが、とにかく低過ぎるという感じだけはやっぱり持たざるを得ないところがずいぶんあるのです。全国的にこれは平均した形で、面積あるいは

があつても、さつきから指摘しておられますように均衡のとれるような価格といふものを常に考へていかなければいけないので、そのための修正も当然の義務として法律によつて課せられているのであります。いま言つたような基本的な問題はありますけれども、実際の評価の価格といふものは、もつともつと私はやはり自治体の民有林等のそういうものと均衡を失しないようになされるべきであると思ふのです。

○鈴木武治君 そいつは交付金の算定の用に供するだけだ、こういうことですか。

○説明員(木戸四夫君) そのとおりでございます。

価格、それからあの反当の評価額というふうなものも、さつきも言ったように、このままけしからぬと私言っているわけじゃありませんが、実態はやっぱりそうだといいこと、これは小林委員のいま御指摘の中にもありましたのですね。そこで、自治省としてはこの評価そのものについてどういうふうな考えをお持ちでしょうか。それについてどういうふうな考えをお持ちでしょうか。これについていいんだと、四十一年度のこの評価のことでいいのだ。評価といいますが、修正ですね。さつきは林野庁の方は、これで権衡がとれていると、こう言っておりますが、どういうふうにごらんになっていきますか、率直な答弁をお聞かせ願いたい。

○政府委員(細郷道一君) 国有林野の交付金については、三十一年度に創設されてから、三十八年度まではほぼ横ばいであつたわけでありました。その間国有林野のほうの評価は少しずつではございましたが、上げてまいつたわけでありました。で、三十九年度に固定資産税の評価を全般的にいたしましたので、これとのバランスという意味からも、国有林野について評価もやはり時価に近づけたものにやうにしたい、こういうことで、農林省とも、政府内にもいろいろ折衝いたしましたので、先ほど農林省からお話のあったような実態調査をいたしまして、それによつて順次三十九年度以降やしてまいつたわけでありました。で、その限りにおきましては、私はかなり前進はしたと、こう見ておるのでございます。政府内での努力も買つていただきた、こう思うのでございますが、なお全般的なベースだけでは議論できませんが、私も個々に市町村からは、どうもバランスがとれていないところがあるというふうな話をしばしば聞いておるのでございまして、私もどうもそれが実態であるのではなからうか、こういうふうには思つておるのでございます。

昨年関係の市町村から、どうも現地に行つたら、実態に合わないから、何とか交付金についても評価を適正にしてみたいという非常に強

い要請がございまして、その旨を農林の当局にも私のほうからも御連絡をいたしまして、今回はこういふ一億五千万円の増額と、こういうことになつたわけでございますが、なお引き続きこの問題について実態の不均衡なところにつきましまして、今後は正するように、私も関係省と十分打ち合わせをしていきたい、こういうふうにごらんになっておられますか。

○鈴木壽君 大臣はあれですか、大臣、この問題についていま局長からお話がございましたけれども、どうですか、私はその数字をあげて的確に指摘はできませんけれども、どうしてもやはり国有林にかかる土地の場合と、その均衡上からいいますと、なお低過ぎると思うのです、国有林の場合、それについてどうですか、どういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(永山忠則君) 関係市町村のほうからの低過ぎるという強い要望もございまして、やはり実態調査の合理化、合理的にもつと調査を精密にいたしまして、これらの非難のないようにやるべきではないかというように考えまして、今後さらに関係当局と十分ひとつ懇談を続けて、その不均衡にならないように努力をいたしたいと、要するに、引き上げに對してさらに一段と努力をいたしたいと考えている次第でございます。

○鈴木壽君 林政部長さん、あなたこれで均衡を得ていると、そう言わざるを得ないと思ひますが、私言つたように、実態から申しますと、私もまだまだこれは低過ぎるものだと思いますし、今後さらに調査していくというふうにはお考えになっておられますか。

○説明員(木戸四夫君) 固定資産税が上げれば、調査して実態に合わせるように今後努力していきたいと考えております。

○鈴木壽君 固定資産税が上げればではなくて、現在の時点で評価が適正でないというふうには私は思ふのですが、適正でないことははおかしいが、私はいま低過ぎると思うのですが、固定資産税が上げればとか、上げなければというこ

とではなしに、評価そのものを、固定資産税に見合うこれは交付金として考えられているのですから、もともとなる評価そのものをどうするかという、いいの、悪いのかという問題を問うて、私は評価そのものについて、さらに実態調査をして、適正ならしめるような方途を講ずべきではないか、こういうふうにお聞きしているわけですが。

○説明員(木戸四夫君) 私どももいたしましては、調査方法につきましては、十分検討をした上で三十九年度はやつたつもりでございます。

なお、その調査方法に欠陥があれば、検討したいと思ひます。

○鈴木壽君 欠陥があればというのですが、あなた方は、欠陥は感じておられません。そうすると、やらないということですね。私はいま少し——無理なやうなことに聞かせるかもしれないけれども、よし、必ずやつてあげますということまで、私はここで答えたいと言つたのではないのです。あなたの方のおやりになつた実態調査が、どこが誤つてゐるのか、どこが不適正であるのか、私自身も指摘できませんから、ただ実態とは相当開きがあるのだということだけは、これは争えない事実だと思ひますから、そういうことを踏まえて、さらに実態調査も続ける、そうしてその結果によつて価格の修正等も行なうことについておやりになる気持ちがあるのかないのか、こういうことなんです。

○説明員(木戸四夫君) 固定資産税の法律が通りますれば、当然固定資産税が上がるわけでございますので、私もどなたもいたしましては、それに対応いたしました四十二年の問題が生ずるわけでございますので、その際は調査をいたしたいと思ひますし、現在、いままでやつてきた調査方法に欠陥があれば、是正した上でその調査をやりたい、こういううぐいに考えております。

○鈴木壽君 固定資産税の法律があがれば……、どんな話ですか、いまのあれですか、固定資産税

の法律は地方税法でつくにありました。

○説明員(木戸四夫君) 訂正いたします。地方税法で固定資産税が上がりまして、今年それに対応した調査をやりたいと思ひます。それと同時に、従来やつてきた調査方法に欠陥があれば、その調査の際に修正した方法でやりたい、かように考えております。

○加瀬完君 鈴木委員の御質問に最初に御答弁がございました近傍類地といつても民有地でございますし、近傍の民有地の類似の土地と比べますと、はなはだしく差異はないという点は、確認してよろしくございしますか。

○説明員(木戸四夫君) 差異はないと思つております。

○加瀬完君 では、これは再調査をなされまして、小林委員も御指摘になりましたように、地域によつては差異があるという声も出ておるわけでございますから、そういう点は当然修正されると考えてよろしくございしますね。

○説明員(木戸四夫君) 修正されたいと思ひます。それから、調査方法も関連いたしますけれども、従来の調査方法が悪かつたためにそういう差異が出たということであれば、調査方法が改善されれば当然改善されるのだらうと思ひます。

○加瀬完君 そうすると、あなたの方の言い分を取り上げないやうで恐縮ですが、各委員の御指摘のように、非常に近傍類地の差異があるという指摘を一応是認すれば、あなたの方の調査方法にもどこかやはり改善をする必要がある、こういうことになりませんか。

○説明員(青藤清三君) 事務的な問題でございしますので、お答えをさせていただきます。

私どもの行なつております評価と、民有林の評価が違ふのではないかといいこととでございますが、私も、国有林野について交付金を交付するわけでございますし、いま御議論がございしましたのは、民有林、いわゆる山林についての評価の問題との比較で、固定資産税の課税は、山林と原野とそれぞれ別に評価をいたしておりますの

で、異なったものを比較をするということは、私どももちょっと比較の方法がないわけでごさいます。ただ、町村会等からいろいろ御希望があることは事実でございませうけれども、私どもが行なっております評価と、基本的には違っておりません。ただ、どこが違うかと申しますと、先ほど鈴木先生からお話がありましたように、国有林は比較的奥山に存在をいたしておるわけでごさいます。その奥山から運び出す距離、この距離の見方がどうかという点が違っております。したがって、これにつきましても、町村会等の御要望に従いまして、相当意見を私どもも申し上げましたし、町村会からの意見を伺いまして調整をいたしたつもりでございませうけれども、先ほど林政部長が申し上げましたとおり、私どもが行なっております調査方法に欠陥があるとすれば、直しまして、正しい評価方法をとりたいと、かように考えておるわけでごさいます。

なお、先ほど林政部長が申し上げましたとおり、比較するべき国有林は、七百五十万の国有林のうち、東北、北海道が五百十六万町歩でございまして、この比率は七割になっておるわけでごさいます。しかも、その過半が北海道に存在をしておるわけでごさいます。北海道の国有林の評価、これは、たとえば静岡でありますとか、東京でありますとか、あるいは埼玉でありますとか、そういう山林の評価に比べますと、相当低いわけでごさいます。そういう地域の偏在の問題も考えますと、必ずしも国有林の評価が高い、国有林の評価が低いと、こういうことにはならないのではないかと、かように考えております。国有林はすべて交付金を交付するわけでごさいますけれども、先ほど林政部長が申し上げましたとおり、国有林はほぼ半分に近い五五・六割が課税対象になっておるということも相違のおもな点だろうと思っております。

○加瀬完君 関連ですから長く言いません。あなたに講義を聞いているわけではない、質問に答えなければいけません。だれも静岡の国有林と北海道の国有林を比べて、高い低いとここで議論しているのではない。近傍類地の国有林と民有林と非常に差異があるのではないかとこのことを言っているのです。ですから、部長さんのお答えになったように、十二分に調査をして、調査にもし欠陥があるならば、その調査方法を改めてまいりましょうということでも御答弁はいいのです。けっこうです。

○鈴木壽君 いまの国有林の場合は土地だけで、民有林の場合は上の木も含まれておるんだ、こういうような意味の御発言があったように思いますが、私どもは、民有林のいわゆる土地というものをいましておるので、そういう意味で、同じいわけゆる土地ということで、高いとか安いとかいふことの話をしているんだと、こういうふうな思っておりますが、それは違うのですか。

○説明員(齊藤清三君) どうも私説明が至りませんで、たいへん先生におしかりを受けて申しわけございませう。私が申し上げましたのは、町村会の御希望で、十分意見を調整した上で調査をいたしたつもりでございまして、そのことを申し上げたかったわけでごさいます。それから、鈴木先生御指摘の木はどうかというお話で、実は私もことが足りませんでして、民有林のほうの評価は、山林と原野というふうな類型になっておまして、国有林のほうは、山林と原野と一緒にしまして国有林野といたしておる、そういう違いがございまして、たいへんことを申し上げたわけでごさいます。すみませんでした。

○鈴木壽君 ちょっととはつきりしておきますが、土地といわれる木材のほうの立ち木とか、その他こういうもの、これはいま固定資産税で、いわゆる民有林の土地とか、あるいは国有林の土地といふのは、いずれもあれじゃないですか、立木といふものに関係しないものを対象にしていると私は思っているのです。だから、それはそれでいいじゃないですか。

○説明員(齊藤清三君) 先生のおっしゃるとおりでございませう。

○鈴木壽君 それから実際の交付の問題ですね、各市町村に交付する場合に、どういう交付のしかたをしておられるのか。総額として今度七億八千万とか、こういう数字が出ておますね。それから関係市町村と言いますか、所在市町村の数は相当な数にのぼっておりますから、この交付の際の配分のしかたですが、これはあれですか、平均的に反当の交付金と、それからその所在市町村の面積、こういうもので機械的に割った平均的な配分のしかたをするのか。あるいは、その土地土地によって評価がこれは違うと思えますから、そこら辺、たとえばさっきからお話がある北海道の土地はこういうふうな評価した、したがってこの面積に対してはこうだと、こういうふうな配分をするのですか、そこら辺どうですか。

○説明員(齊藤清三君) あとから先生が言われたとおりでございまして、四十一年度は前年に比べまして二二%の予算の増でございませう。この二二%を一律に市町村に差し上げる、差し上げると申しますか、納めるのではなくて、先ほど林政部長が御説明申し上げました実態調査に基づく台帳価格と近傍類似の民有林との開きを見まして、これによりまして町村別に具体的に交付するわけでごさいます。

○鈴木壽君 その問題では、じゃもう国有林野の関係のことではよろしゅうございませうから、どうかお引き取りください。

○理事(沢田一精君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(沢田一精君) 速記を起して。

○鈴木壽君 それから大臣に、大臣というか局長さんでけっこうですが、公社の納付金の場合ですね、自治大臣が固定資産の評価を行なうことになっておますね。これは自治大臣が評価基準によって、「自治省令で定めるところにより、当該固定資産の価格及び当該価格」云々というようになことをして自治大臣の決定ということになっておるのですか。これを実際に行なっておられますか、どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 三公社からそれぞれ財産台帳の価格を申告してもらっています。それを基礎にして自治大臣が決定をいたしております。

○鈴木壽君 ということは、自治大臣は固定資産評価基準によって評価を行なう、省令によって云々という、こういうことの実態の仕事はしておらないということですね。土地台帳によって公社から申告のあったものを、まあこれは場合によつては著しい何と云いますか、変なものがあるという場合には、何かの意見を出したり、あるいは修正なんかをすることがあるかもしれない、そういうことはしないということですね。この点どうですか。

○政府委員(細郷道一君) 三公社から申告をもらいまして、一般的にはそれをそのまま採用いたしております。形の上では自治大臣が価格の決定をいたしますが、実質的にはいま申し上げたようなことでごさいます。

○鈴木壽君 としますと、私少し不思議なんです。この法律第十一条で、これは自治大臣の権限として行なわなければならないというのですから、これは初めから申告とか何とかいうことでなしに、自治大臣が公社が所有する固定資産についての評価をし、あるいはある率をかけて価格を決定をして、市町村にこれを通知しなければならぬ、配分し、通知しなければならぬ、こういうことになっておることからしますと、ちょっと違いますね。ちょっとどこではない、たいへんな違いです。これは、これはずっとこういうふうなまま、いま局長がおっしゃったようなことでおやりになっておりますか。

○政府委員(細郷道一君) この法律の第七条によりまして、公社はその財産目録に記載された価格その他必要な事項を自治大臣に申告する、こういうことになっております。その申告を受けまして、自治大臣が、法律のとおりにならなければならない

ざいますと、評価基準に合致しておるかどうかを個々に実を調べてみるべきだというのが法律のたてまえになつておるわけですが、現実の問題といしましては、公社の財産目録は毎年度関係大臣の承認を得て国会に提出されておるのでございまして、その自体に相当の公定力があるのではないかと、こう考へるのでござい

ます。また半面、個々に評価基準によつて、個々の財産を一つ一つ評価をするということは、三公社につきましても、全国的に散在する資産といったようなこともございまして、その事務量は非常に膨大になるという問題もございまして、從來からの申告の価格に原則として、例外は別といたしまして、原則として申告の価格によつて実

は評価をいたしておるということでございます。○鈴木壽君 まあ申告の義務といひますか、第七

条のこれはこれとして、私当然であると思ひます、その場合に、自治大臣として行なわなければならないことは、この法律によれば「地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて評価を行った後」といふのは、この評価基準というものは自治大臣が定めるものですから、ですから当然ここにまづひとつ、申告そのまゝ、おそらくは実際はそのまゝでしようが、そのまゝやるということとでなしに、一方においてこの規定が働いて、自治大臣がみずからの手で基準をつくり、評価をし、価格を決定して配分の仕事をしなければならぬということ、これが当然の行き方だと思ひわけです。まあ実際上の問題になりますと、いま局長のおっしゃるやうに、たいへんなことだと思ひ

いう納付金というもののそれからしますと、やはりここに十一條にきめられたやうな手続が一応踏まなければならないものと、こういうふう

に思ふんですがね。○政府委員(細郷道一君) 法律の文理的にはおつしやるとおひだと思ひます。ただ現実問題とい

ましては、先ほど申し上げたやうな事情がござい

ます。また半面、個々に評価基準によつて、個々の財産を一つ一つ評価をするということは、三公社につきましても、全国的に散在する資産といったようなこともございまして、その事務量は非常に膨大になるという問題もございまして、從來からの申告の価格に原則として、例外は別といたしまして、原則として申告の価格によつて実

なきやならんということからしますと、申告され

た価額といふものはこれと合つていないと思ふの

だ、私は実際では。そこに私はやはり問題がある

と思ふのです。ですから、たとえば国鉄の資産でも、さっきの国有林野などに取得価額によつてやつていふものもたくさんあると思ふのだ。それがいまの固定資産の評価基準に合致するかといふと、もちろんこれはやらないからつくつていないと思ふけれども、合わないですよ、これは……。

めだ……。そういうことなんですがね。大臣、これはどうです。

○国務大臣(永山忠則君) ただいまの問題につき

ましては、十分ひとつ御趣旨のある点を尊重いた

しまして、検討いたして、前向きにおいて調査を進めてみたいと思ふのであります。まあ現段階におきましては、取得価額主義をとつておりますから、非常に高い評価が出ておる部分もございまして、平均いたしますと、大体において均衡ではないかといふように考へられておること、事務分量の問題と、国会へ提出して承認を得ておるというやうな関係におきまして、現段階はこういうやうにやつておりますけれども、鈴木委員の言われるやうな、理論的にも大いに検討すべき重要な要素がございまして、思ひますから、今後事務分量の問題等もあわせまして、価額水準等もよく検討して、この問題と十分取り組んでやつてみたいと思ひます。

ら、それをそのまま、申告されたものをそのままということはおかしいと思うのです。そこから法律の規定どおりやれという意味ではございません。いま言ったって、これは事実上できません。だから、これはそういうものを含んでひとつ検討していかねばいけないんじゃないか。法律なら法律の規定によつてやれるし、筋の通つやり方にする、こういうようなことにしなければいけないんじゃないかと、こういうことでずから、大臣、あらためて今後の御検討についての御意見を聞いて終わることにはしたいと思います。

○国務大臣(永山忠則君) ただいまのお説のように、制度のたてまゝと、財政収入の実態との調整をはかるように、十分ひとつ検討を進めていきたいと考えております。

○理事(沢田一精君) ちょっと速記をとめてください。

〔速記中止〕
○理事(沢田一精君) それじゃ速記を起してくだい。

ほかに御質疑はございませんか。——別に発言がなければ、本案に対する質疑は終局したものと認め、これより討論を行ないます。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(沢田一精君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、加瀬君から各派共同提出にかかる附帯決議案が提出されております。加瀬君の説明を求めます。加瀬君。

○加瀬完君 ただいまの国有資産等所在市町村交

付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、この際附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

政府は、国有資産等所在市町村の財政の現況と交付金制度の運用の実態にかんがみ、速かに左の諸点を検討し善処すべきである。

一、交付金の対象となる国有林野にかかる土地の価格は、固定資産税の課税の場合に比して低いと思われるので、当該価格の適正化を図るものとする。

二、本法の規定の趣旨にかえりみて、公社資産等の価格の評価については、固定資産税負担との均衡を失しないよう適正を期すること。

この附帯決議案は、交付金制度の運用等の改善をはかり、これによつて、国有資産等所在市町村の財源の充実をはかうとする趣旨のものであります。何とぞ御賛同をお願い申し上げます。

○理事(沢田一精君) ただいまの加瀬君の提案による附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○理事(沢田一精君) 全会一致であります。よつて本附帯決議案は、全会一致をもって、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、永山自治大臣より発言を求められております。これを許します。永山自治大臣。

○国務大臣(永山忠則君) ただいま付されました附帯決議につきましては、御趣旨を十分尊重して善処いたしたいと存じております。

○理事(沢田一精君) なお、審査報告書につきましては、先例により、委員長に御一任願います。

午後二時まで休憩いたし、午後は、地方交付税法の一部を改正する法律案等を審議いたします。

午後零時五十六分休憩

午後二時三十分 開会

〔理事沢田一精君委員長席に着く〕

○理事(沢田一精君) 休憩前に引き続き、委員会

を再開いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、昭和四十一年度地方財政計画に関する件、以上三案件を一括議題とし補足説明を聴取いたします。柴田財政局長。

○政府委員(柴田謙吉) 地方交付税法の一部を改正する法律案と昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案につきまして、逐条的に補足をして御説明を申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案でございます。

第六条の改正規定でございますが、これは交付税率を二九・五％から三二％に引き上げましたことに關するものでございます。

十二条の改正規定は、計量法の施行法によりまして、「坪」その他「町歩」等の計量単位を使いまして、表示単位の欄中の「坪」や「町歩」をそれぞれ「平方メートル」等に改めたものでござい

ます。

十四条の改正規定は、住民税の算定に關するものでございまして、従来の算定方法は、国税の所得税を中心算定いたしておりましたが、より実態に即応させますために、国税の所得税の課税の基礎となつたものと、住民税の前年度分の所得割の課税の基礎となりました納税義務者数を併用することにしうとするものであります。

また、同時に、建築坪数につきましては、先ほど十二条の説明で申し上げましたことと同じような意味から、所要の改正を行なつております。

それから十四条の改正規定は、地方税の課税免除に伴う基準財政収入額の算定特例の改正でございます。この規定は、文化財保護法、自然公園法あるいは古都における歴史的風土の保存に關する特別措置、それぞれの規定によりまして、特定のもののについて、特定の土地もしくは家屋について固定資産税を非課税にいたしましたり、あるいは固定資産税についての不均一課税をいたしました場

合において、それが一定の場合に該当する場合においては基準財政収入額の中に算定すると、こういう規定でございます。従来これらの規定は各特別法にございましてものでございまして、これを一括いたしました十四条の二という規定を置きました。交付税法の中に基準財政収入の算定方法の特例として取り入れることにいたしましたのでござい

ます。

附則第六項の規定でございますが、これはいわゆる人口急減補正というものでございまして、人口が最近の国勢調査によりまして非常に激減した市町村がございまして、そういった市町村につきましては、現行の算定方法をそのまま踏襲いたしまして、激減が生じますので、それらにつきましては暫定的に昭和四十一年度から昭和四十四年度までの五年間に限りまして、人口急減補正を適用いたしまして、激減を避けようとするものであります。

別表の単位費用の欄に關する改正は、計量法施行法に關するものでありまして、すでに説明いたしました関係条文の改正と同じでござい

ます。

それから次は、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案でございます。

この法案のたて方は、交付税法の基本に關する部分につきましては、交付税率と、地方交付税法の改正によりまして、昭和四十一年度に限りま

すの特則といたしまして、この法律案に一括取りまとめをいたしたわけでござい

ます。したがってこの中身は、臨時地方特例交付金に關する部分と、単位費用の特例に關する部分に大体分かれて

きます。第二条から第四条までは、大体臨時地方特例交付金に關するものでありまして、第四条はこれに關連する地方普通交付税の算定方法の特例

でございます。第五条は、昭和四十一年度限りの単位費用等に關するものの特例でござい

ます。

第二条は、臨時地方特例交付金の規定でござい

まして、臨時地方特例交付金は四百四十億円で

ござい

ますが、そのうち一種は二百四十億円、二

第一種特例交付金につきましては、二百四十億円といたしましたのは、住民税の減税に伴います減収額を、所得税源の移譲を受けようとした際に、その受けとめ得る額が二百四十億円でございます。これをいろいろな折衝の結果、所得税源の移譲をとりやめまして、第一種特例交付金とかわったのでございます。その関係で第一種を二百四十億円とするということになっております。

第一種特例交付金は、都道府県及び市町村、特別区に案分交付するわけでございますが、その分け方は、住民税の減税による減収、これに案分をいたしまして、府県分が七十億円、市町村分が百七十億円というようになっておるわけでございます。

第四條は、第二種特例交付金を昭和四十一年度の地方交付税と一括して算定をして配るという規定であります。いろいろ書いてございますが、算定は一括して計算をいたしますけれども、第二種特例交付金を配りますのは都道府県に限ったのでございます。それは具体的に一括算定したのから第二種特例交付金の総額をそれぞれ案分をして、残りが普通交付税になるわけでございますので、その間の算定の手数等を考えますと、都

したがって第一項につきましては、第二項は一括算定をする場合でありまして、第二項は、第一種特例交付金の額の計算をどうするかということを規定してあるのであります。したがってまず第二種特例交付金の額、その総額を各都道府県の財源不足額で案分いたしまして、それぞれの都道府県ごとの第二種特例交付金の額を出

している。第一項の目的によって一括算定された財源不足額から第二種特例交付金の額を引いたものが普通交付税の額だということが第三項に書いてございます。第四項の場合は、財源不足額総額と、それから普通交付税の額と、この第一種特例交付金と一緒にしたものとの間の調整に関します規定であります。一般の普通交付税の場合につきましては、調整に関する規定が本則にあるのでございますが、これは特例交付金が入っていますので、その間の特則でございます。第五項は、第二種特例交付金の交付時期でありまして、これは十一月に一括して配る、つまり普通交付税の最終の交付時期に一括して配るという規定を置いたのでございます。

第五条の規定は、今年度の投資的経費の算定におきまして、一般財源と特別事業債との間に財源振りかえが行なわれることとなりますので、それに関連して測定単位、それから補正係数の適用等につきまして特則を設けることいたしました。つまり財源振りかえを行ないます結果、たとえ

ば都道府県の、その他の土木費につきましては、人口、面積、海岸保全施設の延長等を測定単位としたしておりますが、これを大幅に特別事業債に振りかえまする結果、その他の土木費は、人口によって一括算定することとしたのであります。第二項は、いわゆる特別償還補正に関する規定でございますが、特別償還補正は三十億ばかり現在残っておりますが、その金額も少のうございまして、投資的経費についての算定方法が大

果、事業費補正によって従来かさ上げをいたして
おりました部分が全部なくなりまして、特別事業
債のほうに振りかえまするので、それに関連して
各種の補正係数について適用するものを整理した
のでございます。それから第四項は、単位費用の

特例でございませう。昭和四十一年度分の単位費目だけを別掲いたしましたのでございませう。それから第五項は、基準財政収收入額の特例でございませうが、第一種特例交付金は、たばこの売り上げ本数によつて案分をする。同時にまた、それは昭和四十二年度以降におきましては、たばこ消費税に振りかえるということを含みといたしておりまするので移行を円滑にしやすいように、基準財政収收入額の算定におきましては、交付金と同じようにな、第一種特例交付金の額の百分の七十五の額を基準財政収收入額に算入することにしたしております。

第六条は、端数計算等の規定でございます。それから附則でございますが、附則の第二項

に地方財政法の改正規定を置いております。この地方財政法の二十七条の二の改正は、県が行ないまする大規模な建設事業につきましては、従来市町村に負担をかけるという規定がございます。これに新たに「港湾」を加えようとするものであります。これは昨年御審議をわすれました新

産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律がありました。が、あの法律が御審議を経て通りますときに附帯決議がございました。市町村の負担する港湾の負担金についてはきょうなことのないように善処をしろといったような附帯決議がございましたので、その御趣旨に沿ひまして、具体的には政令で定めることになっておりますが、重要港湾につきましては、それらの地域にあるものに限りまし

第三項は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正でございます。これはその年以前の三年間の平均値をとりまして、財政力指数の計算をするのでございまして、昭和四十一年度におきましては、先ほど来申し上げましたような経過で基準財政需費額に相当の変化が出てまいりますので、これ

を従来の規定のままにおいておきますと激変が生ずるおそれがございます。そこで昭和三十八年度から四十年年度まで、つまり昭和四十一年度の――本来ならば、昭和三十九年度から四十年年度までということになるわけでございますが、四十二年度に限りましたは、前年度分の計数をそのまま使つて財政力指数を計算するという特則を置こうとするものでございます。と申しますのは、このような情勢が将来続くか続かぬかということ、四十三年度以降において将来の方向を見定めた上におきまして恒久的な措置を講じたいということから、昭和四十二年度におきましては、昨年使いましたものを据え置くということにいたしましたのでございます。

以上が、両法案の各逐条につきましての御説明でございます。

次に、昭和四十一年度の地方財政計画につきまして補足説明をいたします。

お手元にお配りしております「昭和四十一年度地方財政計画の説明」をごらん願いながらお聞

き取りたいだと思います。

第一ページに書いておきますのは策定方針でございまして、内容につきましてはすでに自治大臣の説明にございましたところと同じでございます。このような策定方針に従いまして計算いたしました結果が、第二ページ及び第三ページにございますように、総額四兆一千三百四十八億円という規模になった次第でございまして、その増加率は一四・五％でございます。国の増加率は一

七・九%でございますが、これから国の国庫財政の特殊経費、たとえば防衛関係の経費でございますとかいったような特殊の経費を除いたしましますと、国の増加率は一五・三%になりまして、大体地方財政の計画上の規模とそう大きく違わないという結果になります。しかしながら、やはり昨年と比べてまいりますと、地方財政計画の伸びは国庫財政の伸びから比ますと、やや下回っておりますという結果に相なっておりますわけでございしますが、どこにその原因があるかということでございますが、この第二ページの表でござらん願いますように、国庫支出金のふえておりましますところは、たとえば社会保障関係の経費でございますとか、あるいは公共事業費の中でも災害復旧費でございますとかいふものに、相当大幅に国庫負担金がふえております。これらの負担金は、負担率が非常に高いわけでございまして、この点、こういうものに關連する経費がふえてまいりましたことが、逆に兩者の伸び率を開かした一つの原因ではないかというように考えるわけでございします。

経費自体の中身は、以下御説明を申し上げますが、これを大まかに構成別に見てまいりますと、第五ページにございしますように、歳入におきましては、地方税の構成比率が三%落ちまして、逆に臨時地方特例交付金が一%ふえ、交付税の比率が二%減り、国庫支出金が二%ふえ、地方債が二%ふえる、こういう形になっております。したがって、地方税、地方譲与税、臨時地方特例交付金、地方交付税、この四つの歳入を一般財源と考えますならば、昭和四十一年度におきましては五八%になる、こういうことになっております。歳出構成におきましては、給与関係経費は三六%で、ほぼ変わりません。一般行政経費は一%落ちまして、逆に投資的経費は二%ふえておる。また地方交付税の不交付団体における平均水準をこえる必要経費は一%落ちておるということになるわけでございます。総じて国庫財政と同じく投資

的経費に重点を置いた財政計画というように考えたわけでございます。

歳入の内訳でございます。第六ページは、地方税の収入見込み額の計算でございます。地方税は、道府県税、市町村税、合わせて、一兆五千七百四十一億円でございします。前年度と比較いたしますと、道府県税が二百三十一億、市町村税が五百六十二億円でございまして、非常に増加率は少のうございまして、五・三%——道府県税が二・九%、市町村税が七・三%というように相なっております。道府県税のほうが景気の動向を反映する度合いの大きい税種によって構成されておる結果であるかと思ふのでございしますが、この伸び率は、ここ数年来ない非常に低い増加率でございします。国税と合わせますと、租税総額が五兆三千四百四十二億円でございまして、国と地方との税源の配分は、国税が三兆四千三百五十八億、比率にいたしまして六八・二%、地方税が一兆五千九百八十四億、三一・八%でございします。これを實質配分に直しますと、国が直接使いますものが一兆四千八百六十六億、地方で使いますものが三兆六千二百五十六億、實質配分は、国の二八%に對しまして地方は七二%というようになつております。負担率は、国民所得を二十四兆八千八百億と算定いたしまして、国、地方を通じまして二〇・二%でございします。地方税の負担額は六・四%、かように相なります。

それから譲与税でございますが、譲与税の見込み額は五百六十七億円でございまして、大きいのは、申すまでもなく地方道路譲与税でございます。前年対比では、道路譲与税が二十八億、石油が十二億でございしますが特別とん讓与税が、景気の状態を反映いたしまして、一億円の減少となっております。

臨時地方特例交付金につきましては、先ほど法律案の際に御説明申し上げましたとおりでございます。

地方交付税でございますが、これはお手元の配付資料では九ページにございします。国税三税の

額が二兆三千四百五十五億六千三百萬円で、これが算定の基礎になるわけでございしますが、これの二九・五%と、それから引き上げをいたしました二・五%を加えて、それから精算分と返還分を差し引きいたしまして、地方交付税の額は七千五百六億七千二百萬円と相なるわけでございします。それから交付税特別会計で借りました借金の返済、おとし借りしました分の三十億、去年借りました分の十億、合せて四十億を返済いたしますと、七千四百六十六億七千二百萬円ということになりまして、これが昭和四十一年度の交付税総額になるわけでございします。これを比較いたしますと、昨年の当初予算に比べまして、税率を引き上げましたけれども、増加額は三百三十四億八千五百萬円ということになります。第二に、補正をいたしました額と比べてまいりますと、三十四億円の増ということになるわけでございします。

国庫支出金は一兆一千九百五十八億円でございします。十ページにその内訳が掲げてございします。ふえまして大きなものは、社会保障関係のうちで精神衛生関係、それから農業構造改善事業費、普通建設事業の補助金、災害復旧事業の補助負担金等がおもなるものでございします。なお、昭和四十一年度において行なわれました補助負担金の統廃合は、統合されたものが三件、新設補助金が二十件、廃止補助金が十八件でございします。なお、東京、大阪、名古屋等にございまして、従来から存在いたしておりました差等補助率につきまして、港灣と高潮につきまして差等補助率が解消されております。それによって地方財政に与する額は約三億でございします。なお超過負担金につきましては、人件費で約四十億、事務費で二十億、名目は人件費で百十五億、事業費で二百十六億——

名目で三百三十一億、実質で二百五十億円の超過負担が解消されております。三十九年度ベースで計算いたしまして千二百億前後と推定される超過負担でございますが、そのうち実質二百五十億、名目三百三十億円の解消が行なわれるわけで

ございします。

地方債でございますが、地方債は第七表に昭和四十一年度の地方債計画が掲げられております。総額六千七百七億円でございまして、前年度に比べまして千八百五十八億円の増加でございします。政府資金で七百八十六億、公募で千七百七十二億でございますが、公営企業の財政の再建債が二百億含まれております。これを控除いたしますと、政府資金が七百八十六億、公募が八百七十二億の増加ということに相なるわけでございします。増加いたしましたのは、公営企業関係で二百七十九億、特別地方債で五十四億、準公営企業債で七十四億、一般会計債で五十一億ということになつております。この地方債総額から、一般会計債と、それから特別地方債の中で一般会計に移すべきもの、それから特別事業債、この三者を合計いたしまして、昭和四十一年度の地方債計画上の地方債の総額が出てくるわけでございまして、その総額は二千八百九十五億、昨年に對しまして千二百六十五億円の増加と相なるわけでございします。

それから使用料、手数料でございますが、使用料、手数料は、経済成長率等を勘案いたしまして、それぞれ増加額を出したわけでございします。百十二億円の増加でございしますが、この中に発電水利用料と運転免許関係の手数料の単価の引き上げの平年度化が含まれております。

次は歳出でございますが、一五ページに歳出の増減事由のおもなるものが掲げられております。便宜この表で御説明を申し上げます。給与関係経費は、一般財源計算で千三百六十二億の増加でございまして、給与費は千三百三十七億、恩給関係が二十五億八千四百萬円の増加でございします。給与費の内訳は、人事院勧告の平年度化が八百二十五億、昇給財源が三百三十三億、それから警察官及び高等学校の教員等の増加に基づきますものが六十億というところに相なつております。その他百十七億円の増加の内訳は、共済組合負担金の負担率の引き上げによりする

増が三十一億二千七百万円、それから警察職員の待遇改善に伴います増二億六千万円、これは鑑識手当の改定と交通整理手当の新設に伴うものでございします。それから補助金廃止に伴う一般財源振りかえ増、これは補助職員の手当正をいたしますと同時に人員を一般財源支弁の人員に振りかえております。その部分の振りかえによるものでございします。それからその他の八十億円の中身は、退職手当率の引き上げでございまして、従来地方財政計画上の退職手当率が実態に沿いませんでしたので、これを国家公務員と同じ率に引き上げたのでございします。

恩給費の増加額二十五億円、これは国と同じように恩給費の改定率を八・六%といたしまして計算したものでございします。

国庫補助負担金を伴います一般行政経費の増加は百九十三億円、生活保護費が一審大きなものでございします。

それから国庫補助負担金を伴わないものは、経済成長率を基礎にいたしまして増加額を計算し、これに公営企業に關します一般会計負担分二十七億円を積み上げたものでございします。これによりまして、財政計画上の収支勘定に對します一般会計負担の額といたしましては、従来ありました百二十二億円に二十七億円を合わせまして百四十九億円となるわけでございします。

公債費の計算は、この説明書の二〇ページに詳細出ておりますが、昭和四十年度末の現債高を一兆四百億と計算をいたしまして、これについて四十一年度の元利償還分を計算をいたしたわけでございまして、増加額が百四十一億円となっております。

なお一般会計におきます地方債の金利は大体六分五厘でございします、今回は公債債が七百億新たに入っております。従来ありました二十億の公債債と合わせまして七百二十億円につきましては、金利計算を七・三%の計算をいたしております。

それから維持補修費でございします。維持補修費

は百十一億円でございします。この維持補修費の計算は、各種施設の増加及び補修準備の上昇等の事情を考えまして、経済成長率を基礎にして計算をしたものでございします。この中に、砂利準備を改めまして、従来の千円を千五百円に改めておりますが、その分による増加額四十六億円が含まれております。

投資的経費につきましては千二百八十二億円。このうち直轄事業負担金が七十一億円、補助負担金を伴います建設事業費が四百四十三億円、単独事業費が七百六十九億円ということに相なっております。

で、普通補助負担金を伴いますもの、いわゆる普通建設事業費等につきましては二二ページ並びに二三ページに詳細の内容を掲げております。大きなものは道路整備が一審大きなものでございします、それに住宅、港湾、治山治水等がこれに続きます。

それから補助負担金を伴わない、いわゆる単独事業につきましては、道路関係が百八十億、その他が五百七十七億円でございします。この計算は、昨年と同じように長期計画の年次割りに従いまして増加額を掲げました。その他のものにつきましては、地方におきます、各地方公共団体における計画等を参照いたしまして計算をいたしたものであります。その中身は二五ページに掲げております。

で、なおこの単独事業の中に、その他の中に公営企業に對します出資金の計算を含めております。従来百七十八億円の出資金を計上いたしておりましたが、新たにこれに九十六億円を追加いたしまして二百七十四億円を普通建設事業費の中に含めることにいたしております。増加いたしましたのは新たに上水道、簡易水道、地下鉄に對します出資金をそれぞれ計算をいたしまして計上をいたしました。従来ありました病院並びに下水道等に對します出資金と合わせまして二百七十四億円を計上することとした次第であります。

地方交付税の不交付団体におきます平均水準を

こえる必要経費につきましては、税収その他の伸びが概にによりまして相対的に額を減することになったような次第でございします。

以上、簡単にございしますが、昭和四十一年度の地方財政計画の歳入歳出を項目別に概要を御説明申し上げました。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○理事(沢田一精君) 次に、地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案は、衆議院において修正議決されておりますので、その修正部分について便宜政府委員から説明を聴取いたします。柴田財政局長。

○政府委員(柴田謙君) お手元にお配りいたしてあります地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案に對する修正案がその内容でございします。

原案はいずれも施行期日が「昭和四十一年四月一日」となつていたのでございしますが、すでに同日が経過いたしましたので、これを「公付の日」に改めたものでございします。

○理事(沢田一精君) 三案件に關し御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○鈴木壽君 まあ昭和四十一年度の地方財政対策から考えまして、地方交付税法の一部改正案あるいは四十一年度における地方財政の特別措置に關する法律案、まあいろいろ問題のあるところだと私考するのであります。いままでこういう形——地方財政に對する対策と申しますか、手当てといひますか、むしろ異例とも言うべき形でこういうことになつたと思つております。それは単に形だけの上からでなしに、内容的にいくつもの問題を含んでおるものと考へるわけでありまして、いま直ちにこれ全部に觸れていくわけにもまいりませんから、そのうちの二、三についてお尋ねをしてみたいと思ひます。

一つは、交付税率の引き上げ二・五%、これが行なわれたわけですが、一方地方財政の特別

措置として四百十四億の金が、はつきりしない形で今年度限りということを出ている。しかも交付税率の引き上げあるいは交付税と同等に取り扱ふべき百七十四億の金、こういうものを全部加えてやっても、交付税そのものとしては非常に法律的にこの法のねらう交付税の基本的な財源保障といううなたてまえからする、そういうものからしますと、まことに不十分な形だと思つております。

それはともかくとして、まず第一に、交付税の二・五%引き上げの根拠をひとつお聞きたい。それからあわせて、四十一年度の予算編成の段階において自治省が要求しておりました五・九%の引き上げについての根拠、これをひとつまず最初に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(柴田謙君) 結果的に申し上げますならば、地方財政の見通しをいろいろ立てておりました結果、大蔵省當局といふ話の詰めてまいった、最後の詰める段階におきましては、大体財源不足額が二千五百億円前後のものになる、こういうことになつてまいりましたので、それを財源折衝をいたしました結果、地方財政自身の分野におきまして節約すべきものは節約をする、また固定資産税その他におきまして増収の立てるものは増収を立てる、減税の影響を回避すべきものは回避する、こういう措置をやつてまいりました結果、一般財源で千億、それから地方債で千二百億、この二つの措置によつて、大体二千五百億前後の財源不足額というものは解消できるといふことで話がまとまつたと、こういう経緯がございします。

その一般財源千億というもののうちから、幾らを一地方交付税に持つていくかという問題でいろいろもめたのでございしますが、私どももいたしましては、なるべくそれは交付税が多いほうがいいにきまつてゐる。いろいろ折衝を重ねたものが、結果的には二・五%の引き上げで三・二%にする、あとは、経済が激動をするときでございしますの、臨時特例交付金という形をとつて、その振

り分けというのは、将来昭和四十二年度になれば多少経済も落ちつきを見せる、そのときにその問題を片づけようではないか、こういうことで話が落着いた、こういうことでございいます。

最初私も、甚だやかましく言われておりますように、三千三百六十億円の不足額というものを計算をいたしました。この三千三百六十億円というものを計算いたしました場合は、国におきまして相当大幅な減税が行なわれる、国、地方を通じて二千四百億円だと記憶しておりますが、この減税が行なわれ、平年度三千億をこえるわけでありまして、その減税と、それから国債発行が約七千億という前提のもとに、公共事業費の増が二〇%をこえるという前提で計算をいたしましたのであります。そのときに三千三百六十億円という数字が出てまいりました。これをできるだけ独立税源でもって確保しようという形で、固定資産税の合理化も考えておりましたし、たばこ消費税の税率の引き上げ、あるいは所得税の移譲、揮発油税の移譲といったようなことを柱といたしました。それぞれ話を始めたわけでございます。しかし、その後におきまして、だんだん経済見通しが固まってきた。また国の、国庫補助を伴います事業費の増もだんだん固まってきた。最終的には地方税におきましても、当初考えておりましたより相当の増収が見られる。それから経費におきましては、国庫補助負担金を伴います関係の経費が、これが縮まってきた。そういうことから三千三百六十億円足らないと言っていたものが、大体二千五百億前後におさまった、こういうことになりました。したがって、二・五%の根拠と言われますならば、減税に伴う減収、交付税の減収に關します部分の税率に置きかえますと、大体二・一%になります。それを切り上げたというと語弊があるかもしれないが、端数整理をして二・五%という程度の説明になろうかと思えますけれども、それはあとからの話でありまして、この当時の話といましては、できるだけ地方交付税率の引き上

げというものの要望に對しまして、二・五%まではよろう、三・二%に一応しようじゃないか、そこから先の問題は今後の問題に譲ろう。したがって二・五%にいたしました差額、千億との差額が四百十四億の臨時特例交付金ということになるわけでございます。

そのうちの二百四十億円は、所得税の減税をいたします際に、住民税のほうに税源移譲をしてもいいというものであったのでございまして、それが、これがいろいろ関係でだめになりました。そこで途中から私は所得税の移譲をやめまして、じゃあ、たばこ消費税に置きかえてくれという話をしてきたのでございまして、それとたばこ消費税という形を現在とすることは、諸般の情勢が流動的であるので、とりあえず特例法適用という形にしておいてもらいたい。したがってこれを区分けをして、第一特例法という形にして、で、それはしかし明年度以後においてはたばこ消費税に振りかえる、こういう約定のもとに予算折衝を終わつた、こういう経緯でございいます。

○鈴木壽君 いまお話を聞いていますと、二・五%引き上げについてははっきりした根拠がないというふうに聞こえるんですが、というのは、地方財政のこの不足に對して一体どう手当をするかという場合に、総額一千億程度を一般財源によってやっていると、あと二百億は特別の地方債で処理をするようにしよう、まあこういう話の中から、その一千億の金の中で交付税率はまあ二・五%程度で、残り四百十四億というものは臨時特例交付金という形にしようということに落ち着いたものだ、というふうに思えるんですが、それ以上何かあります。

○政府委員(柴田護君) 大体そういうことだと思えます。いつもでございますれば、国税減税に伴う交付税の減収額を税率の調整によって埋めるという主張がまずあつて、それから足らずまをどうするか、こういう問題になるわけでございます。が、四十一年度の地方財政は変動がはなはだしゅうございまして、そういう主張をとるわけに

いかなかった。そこで最初は、まあいろいろ独立税源の移譲という問題も頭に置いておつたんですが、これは国庫財政の都合もあつてそうもいかなないということ、正式に交付税率の問題を掲げましたときは、五・九%という税率の改定を要求いたしております。

そのときの算定の基礎は、三千三百六十億から不足額が二千六百三十億円という形に変わつておりました。二千六百三十億円のもとにおいて、固定資産税、それからたばこ消費税、それから一部地方債の増ワクというものを前提として、残りを地方交付税率に持つていった、こういう計算の基礎で五・九%という数字が出ておるだけでございまして、四十一年度の予算の場合におきましては、ともかく経常財源、経常系統の経費の増加に對しては経常的な財源でもってこれは補てんをしてもらいたい。投資的経費についてはある程度こういう際だから地方債の増もやむを得ない。まあしかし、できる限り経常財源の増加をもつて補うようにしたい、という希望を私は持つておりました。そういう前提のもとに地方債の増ワクを考え、そして各独立税源の増強を考え、残りを地方交付税の税率の引き上げに持つていった、こういうことであります。

それでまあそういう経緯からいろいろやりました結果においては、結局二千二百億程度の措置でもつてもをとおさめよう、その場合に、まあ一般財源と地方債の割合は千億対千二百億にする、こういうことになる。まあ交付税率を幾らにするかというときもいろいろ議論があつたわけでありまして、まあ二・五%程度でまんをせざるを得なかつた。その際に、やはりめどになりましては、国税の減税による減収額、これを税率にはね返すと、二・一%ということが一つの大きなめどになったことは確かでございます。それから上は、大蔵省に言わせればおまけと言うでしょうし、われわれにしてみれば収拾ということになるかと思うのでありますが、それはまあ大

蔵省対われわれのことでありまして、あとはまあ全体として交付税として、国の三税を幾ら地方に分けるかという問題、まあ三・二%という、この比率をいたしましては相当の比率でございまして、これはまあまあその辺でかんべんをしてくれ、というのが国庫財政としての真意であつたと思ひます。

○鈴木壽君 従来もまあ主張としては、国税の減税が行なわれた場合、それがそのまま交付税にはね返ってくるやつを防ぐために、まあいわば割り戻しといふか、割り返すといふか、いずれ何かそういうことを講じて、地方交付税の減にならないようにということであつたわけであつたし、私もそれは一つの筋として、ぜひ行なわなければならぬだろうと思つたのですが、まあ大体今回のその二・五%アップがまあほぼこれに見合うという額であることは、いまお話しのとおりであります。それより若干まあ率は上回つたような形でございまして、まあ大体そういうふうにかつておつたと思つたのであります。

ただ、しかし、その交付税の率の上げ下げ、あるいは増ワクの問題は、国税の減税に伴う交付税へのはね返り、これをどう処置するかということだけでなしに、交付税、まあ本来ねらつておる、いわばその地方の行政水準の一つのこの算定を通しての保障という性格からいってですね、あるいはまた、あわせてその財源調整という一つの任務からいって、当然その必要とすべきその金だけは交付税の中で見るといふ、こういうたてまえが一つ貫かれなければならないと思つたので、それから、今度の四十一年度の交付税率の二・五%のアップ、これは確かに従来にならぬほどのアップでありますから、それはそれとしての一つの意義はありますけれども、私があとで申しました、後段で申しましたその交付税本来の持つておるべき目的といふか、使命といふか、そういうものからすると、交付税率をどう持つていかなきゃならぬかということに對してのそれは、今回は私は払われておらなかつたのじゃないかと、こう思ふ

というのは、もっと申しますとね、これはあとでいろいろまたお聞きしたいと思っておりますが、現に当然交付税に算定をして、算入しなければならぬ、基準財政需要額の算定において見られなければならないような金、義務的経費のね、必要一般財源という形における算入すべき金というものは、この二・五％のアップ、この金ではとうていできないですね、現に。人件費であれ、あるいは社会保障費的なものであれ、人件費一つとってみても、昨年の給与改定による、いわゆる四十一年度の平年度化という、それを見ていった場合、それから当然の昇給等もありましょうから、そういうものを見ていくためにはですね、二・五％アップの五百八十五億というのはてんで話にならぬ数字なんです。ですから、私は、これは最後政府部内における妥協とか、まあまあということになったというようなことでしようが、それはいろいろな場合にあり得ることなんですけれども、こういう変なところで妥協したところ、交付税本来の持つべき任務なり使命なりというものが果たせないような形で、それがまあまあという手打ちになったということについては、私はどうしても納得できないものがありますね。

○政府委員(柴田護君) おしかりを受けてまして、縮でございますが、ちょっとおこたえを返させていただきますが、地方財政だけの立場で考えますと、御指摘の点はよくわかります。また国の国庫財政の事情がよろしゅうございますれば、それどもあたりまえのことだと思ふのでございますけれども、四十一年度の国庫財政の状態というのは、もう先生御承知のとおり、非常に歳入の伸び悩みのために財政が苦しいわけでございます。しかしながら、本来ならば、そのために歳出をうんと切り詰めるといったようなことが行なわれるのでありますけれども、経済一般の情勢から考えましても、減税はやるんだ、さらに国債を発行して景気を浮揚するんだといったようなことまでやってやるわけでございます。それらの事情を考えてまい

投資的経費をどういう形で与えるかということ
は、いままでは國が公債主義をとっておりまし
たので、地方の場合もなるべくそれに近づくと
うに、特に昭和三十年ごろの地方財政が公債費の重
圧に耐えかねましたときに、やはり反省をいたし
まして、一般財源によつて投資的経費の財源を与
えるんだという方向に進んできたわけでございま
す。その結果、今度は投資的経費についても起債
財源を使うんだということに変わつてまいりまし
たので、そこに激変が起ること、その激変につい
ては、従来のベースで考えますれば、御指摘のよ
うなことになろうと思つてございますけれども、
何しろ、國、地方を通じて異常な財政状態、経済
状態のもとに置かれておるということを前提とし
て考えますれば、短期的に一般財源でもって投資
的経費の財源をまかなうのだというたてまえを若
干変更しまして、将来の繁栄を見返りにして投資的
経費の財源を与えるのだと、言うならば、投資的

で、給与費等いわゆる經常系統の給与につきましては、在来と同じような形で、もって基準財政需要額の中に織り込んでおるものと合わせまして、交付税と一般税源というものと合わせて、基準財政需要額を保障してまいりますので、その限りにおきましては、従来のご思想は貫かれておる。ただ、従来のご投資の経費を一般財源で与えるやり方をちよつとことしはかえた、その結果六百億圓ばかりのものが投資的経費からはずされて、地方債支弁によつてまかなうことになった、いわば長期払いになったということです。

でが、ちやがちやつてもたいして、まして大臣もおりませんしね。私も四十一年度における国庫財政の状況が平常でないということもわかりますし、いや、平常どころでない、非常にたいへんな事態になっておったと思いますしね。そういう中で、地方財政だけを考へてというふうには思つていません、実は。それは切り離して、地方財政だけオンリーというわけにいきませんからね。それは私も考へないわけじゃありませんが、ただ、しかし私は、やっぱりその場合に、交付税というものを一体どう考へ、どういう位置づけ、どういう任務を持たしており、將來どういうふうにするのかということをやつぱり大事なものとして考へていかなければならぬじゃないかと、そういうことなんです。

ですから、いま言ったような、地方交付税というものを考へながら、あとどう苦しい国庫財政の中で、地方財政に対する手当てというものをどう

ればいけない。それを寄せてやったために、ようやく義務的な経費が組めたということなんであって、初めからそれが単にことしだけ——四十一年

度だけちょっと変えたのだと、こういうことじゃないです。これは、私は、あなたの方の苦しいやりくりといひますか、それはわかります。わかりますから、あなたといふことでどうのこうのと言ふつもりはございませんけれども、そういうことに對して私も――大臣おられませんか、どうも、もっと筋を通した主張をし、やるべきだといふことなんです、実は。

臨時特例交付金だつて、何も根拠があつての四百十四億じゃない。ただつかみで千億くらいは一般財源でやろうと、その中で交付税率はこれだけだし、残りの四百十四億は特例交付金だ、そのうち所得税の税金移譲分は大体二百四十億見当だが、これはこれとして、たばこの本数によつて案分しよう。残つた百七十四億は一体何の根拠があつてここに出でたかといふ、これはどんな理屈をつけようかと、納得させる何もないと思ふんですね、私は。だからさういふことでは私はまづいと、しかも、この中に第一種ですか、たばこの本数によつて分けられる金、まあ来年はさうしましよう、来年はたばこ消費税に切りかえましよう、これはこれだと、いかにも金が出るなら出るようにきちつとしたらいいと思ふのです。さういふことではやられることは、いま大事な地方財政の非常な時期であるだけに私はやはり残念だと思ふんです。

で、繰り返して言いますが、政務次官も局長さんも、いまあなた方とここでやり合つたとか、しがつていふとかという意味で私ごさいません。しかし、少なくとも自治省としての態度として、私はもつとびしつとしたものを持つて臨むべきであると思ふし、結論についてもある筋の通つた、筋道のつくようなものでなければいけないのじゃないだらうか、さういふつもりです。

○政府委員(大西正男) 鈴木委員のおっしゃりますことは、まことにごもつともなことだと思ひます。しかしながら、先ほど局長から詳細に申し上げましたように、予算折衝の過程において、先ほど局長の申し上げた経過をたどつてさういふ結

論に落着いたわけでごさいます。もちろん、その結論に私も満足はいたしておるわけではございませんが、先ほど局長の説明の中にもごさいましたように、従来、交付税率というものは、何年間でですか、かなり長い間率が変わらずにきておつたわけでごさいます。ところが、その数年間というものは、御承知のように、税金のほうでも自然増収が年々ふえてきておつたのでございまして、減税の面におきまして、その自然増収に見合う中において減税が逐年行なわれてきておつたのでございまして、今度の減税は、後承知のようにさういふ自然増収ということよりも、これはまあいわば画期的な実質減税になつておるわけでごさいます。で、さういふことをいたしまして、公債発行によつて、国の財政面からの経済の浮揚を誘導していくという政策をとつたわけでごさいます。したがつて、減税の面におきまして、いま申しましたように、国民一般の家庭生活の余裕を幾らかでも持つてもらうという面から申しまして、自然増収を越えてのいわゆる実質減税を行なつたわけでごさいます。さういふわけでごさいますから、例年のような理屈と、さうして何といひますか、さういふ覚悟をもちつて、この交付税率のアップということに對しまして努力はいたしましたけれども、結論的には御承知のとおり結論を得ておるわけでごさいます。

そこで、先ほど局長からも申し上げましたように、まあ経緯はいろいろございしましたが、最終的には二千五百億ぐらいの不足を補うことによつて、四十一年度の地方財政は、満足とはもちろん申すわけにまいりませんけれども、何とかやつていける、さうしてその公債政策と同時に減税政策をとることによつて、四十一年度の下半期ごろから景気が回復をし、日本経済が安定成長の方向に進んでいくレールが敷かれていくなれば、税の収面におきましても、国家の収入あるいは地方収入といふものがふえていくであらうということも考えられるのでございしますが、しかし、それは目

下の現状におきましての見通しとしては、直ちにさういふことをある数字をもつて見通すわけにまいらぬ状態でごさいますので、そこでこの四十一年度の対策としては、交付税としては三二%の率にとどめ、さうして一千億のうちでそれに相当するものを引いた残りの分につきましては、いまのたばこ消費税に見合う二百四十億と、さうしてそれを加へての四百十四億といふものを、それらを合せて一千億を出し、同時に千二百億の特別交付金といふものを与えることによつて四十一年度を過ぎていく、さうしてその間に景気が安定をしてまいりましたならば、恒久的な地方財政に對する対策を確立していこう、さういふ考え方でごさいますので、もちろん、満足のいくものではございませんけれども、現状としてはやむを得なかつたところではないかといふふうに考えられるわけでごさいます。

まあ率直に申しまして、いまのたばこ消費税に見合う二百四十億につきまして、それじや直ちになせば消費税そのものを振り向けないかといふこともあるわけでごさいますけれども、これはいろいろ理由があつたわけでごさいますが、大蔵省としましては、当時率直に申し上げますと、一般会計の四兆三千四百十二億七千万ですか、この数字を動かしたくない、つまり予算規模というものを減えたくない、さういふことで、大蔵省はこの考え方を要するわけにはいかないということでごさいました。

さういふわけで、はなはだ不徹底で妙なものになつたわけでごさいますが、たばこ消費税そのものを地方の財源に回すということは、本年度はできなかつたわけでごさいますけれども、しかし、来年度からはこれがたばこ消費税に地方の財源として移行さすといふことは、先ほど局長の説明もありましたように、一応自治省、それから大蔵省間におきましてはさういふ約束ができておるわけでごさいます。さういふ関係でごさいますので、今後交付税のあり方、さうして地方とそれから国を通じての財源の再配分、さういふ問題につき

ましては、来月から予定されておりますが、第一次地方制度調査会、さういふものが発足をいたしますならば、その場におきましても、さういふ根本的な問題につきまして御検討願ひたいといふふうにごさいます。さういふ結果を見ましたならば、満足を得る長期的な対策といふものが考え得られるといふことを期待をいたしておる次第でごさいます。

○鈴木壽君 実は私ここであまり大きな声で言うわけにいかぬのですが、あなたより大蔵大臣や総理に來てもらひたかつたのです、ほんとうはね。しかし、それにしても、自治省が何かこれでいいんだ、さういふのが実はやれるんだとか、理屈が一応通つていふようなことをちよつとおしやるもんだから……私の言ひたいのは、さつきも言つたように、ひとつやはり交付税率と交付税といふものを筋を通す考え方、さういふもので処理してほいたい、さう思ふのです。それをまた私は大蔵省なり政府全体として、やはり考え方としてははつきりさういふ態度でいき、やつてもさういふようにせひひとつやつてもらひたい、さういふことでごさいます。

ですから、あとこれ以上申し上げませんが、そこで投資的経費の地方債による振りかえ、これはことし一年といふことになつていすね。四十一年度における特例措置としておやりになるのです、さうすると、四十二年以降といふものについてある程度の、何といひますか、地方財政の財源付与等についての見通しといふものがあるわけなんです。四十二年度だけだと、四十二年度からさういふことをしないんだと、さういふことになりまうから、どうしてもこの点は四十二年度から従来のように、四十年までのように、あるいはことばをかえて言へば、四十一年度でやつたやうなこゝろはしないんだと、さういふこととに考えていいんです。その点どうです。

○政府委員(柴田護君) 四十二年以降におきましては、さういふ措置をしなかつたといふことで

あります。それは一にかかって、下半期から来年にかけての経済情勢がどうなるかということを見きわめめさんと、残念でございますが、こでその間の見通しを明確にすることは実はできないのでございます。大かたの観測のように、景気が下期から上がつてまいりますれば、税収等も伸びてまいりますし、交付税につきましても自然増収が出てまいりますし、そうなつてまいれば、かようなことはすることはない。従来のペースに返つてよろしいということだと考えます。したがひまして、本年度のことにつきましては、まあ、大体そういうように願望しておるわけでございますので、あらゆるものが特別措置になつたり、あるいは特例交付金になつたり、特例特例ということになつて、御審議をわずらわしておるような結果になつておるわけでございます。

先ほどの問題にちよつと関連をいたしまするが、私どもといたしましては、いまの地方財政の姿をながめてまいりまして、ごく率直に言つて、交付税をなくするわけにはいかぬ。しかし、でき得べくんば独立で収入を与えることによつて強い地方公共団体をつくりたい。したがつて、今日の税源の偏在の状況でございますとか、あるいは人口移動の状況でございますとかということをながめてまいりますれば、ごく率直に言つて、都市には税源を、町村には交付税をということじやなかろうか。そういう意味で、本年度の措置の場合でも、なるべくは交付税はほしい、揮発油税ももらいたい、たばこ消費税ももらえぬものか、また所得税源ももらえぬものであろうかということを案はやつてまいったわけでございますけれども、先ほど来御説明申し上げましたような国庫の事情等もございまして、こういう措置に落ち着かざるを得なかつたということでございます。

来年度以降の問題につきましても、そういう基本方針で臨むつもりでございますけれども、経済状況が予期しないような方向にかりに動いてまいったというようなことになりましたれば、あるいは別途の方法を考えてまいらねばならぬかと思う

のでございます。と申しますのは、財源の与え方
といたしまして、投資的経費の与え方を一般財源
で処置するという方式をとります場合には、従来
と同じでございます。しかし長期的に分割払いみ
たいな形でいくということでありますれば、こと
しやりましたような形ではない基準財政需要額の
算定方法ということも考えられるわけでございま
す。恒常的に起債で一応支出をして、その元利払
いの財源を保障していくという考え方もあり得る
わけでございます。そういう場合に、投資的経費
の立て方を変えてまいらなければならぬ、その見
通しを今日つけるのは早いといったような事情も
ございまして、言うならば二段がまえでものを考
えて、本年度は本年度限りの特例措置にしよう、
こういうことにいたしましたわけでございます。

は他の税財源の与え方なりということについては、相当な話が進んでおつて、あるいは将来の見通しというものを一応つけておいて、まずことしはこれで行なうというようなことになつたのではないかとと思われるのですが、そこでも行つてないわけなんですか。

○政府委員(柴田謙君) それは一にかかつて国債がどうなるかという問題に非常に密接な関連を持ちます。最近と申しますか、予算が編成されましたあと、予算委員会の審議を通じ、あるいはこれに関連する法案審議等の席では、大蔵大臣は、公債発行の狀態は続けなければならぬだろうといったようなことをおっしゃつておられるようでございますけれども、この予算編成の前後におきましては、公債というものが将来どうなるか。四十二

○鈴木壽君 私もいまの地方財政というものを考
えていく場合、地方交付税オンリーというものを考
中心にして、現状の率よりさらにアップして、こ
れを一つの柱にしてすべてを処理しよう、こうい
うことではもちろんございません。おっしゃるよう
うに、もっと自主的ないわゆる税というものを持
たせるべきだ、自主財源——そういう形における
自主財源の強化ということが、やはり先決問題だ
と思います。ただし、そういうことが行なわれな
れないとすれば、やはりいまの交付税というもの
に、依存ということとは悪いかもしれないけれど
も、これを中心に考えていかなければいけないの
じゃないか、中心ということとは少し悪いのです
が、ただいまの交付税の占めるウェイトという
のは非常に大きくなってきておるわけですね。そ
ういう意味で私はものを言っているのですが、そ

年にどのくらい発行するか、あるいは四十三年に、それが大体平行線をたどるのか、あるいは下降線をたどるのか、思い切つてやめてしまうのかといったようなことが、実ははっきりいたしておりません。したがって、そういう問題は、経済の様子を見なければ何とも言えない。国債そのものを弾力的に運用するのだといったような考え方もございまして、この予算の編成の際に応じました財源措置の際におきましては、そこまで突き進んだ話は実はございません。ただ、今回の措置で話がきまっておりますことは、二百四十億円は四十二年度以降独立税源に振り向ける、これだけがはっきりしている。その他の問題は、経済の推移とともに、四十二年度以降の経済・国庫財政を見通した上で検討をしよう、こういうことになっておるようなわけでございます。

ことで、いまのお話の、四十一年度限りとして、投資的経費の算入の方法で従来と変わったことをやる、しかしこれは四十二年度以降どうなるかわからぬ、希望としてはそうでないようにしていきたいという、こういうお話だったと思います。おそろしく、いまの段階ではそれしかおっしゃることができないと思いますが、四十一年度限りということとしか。何かもつと交付税のあり方なり、あるい

○鈴木壽君 私ども心配するのは、一つは、こういうことしの四十一年度の交付税の算定の変わったこと、これが将来も続くのではないだろうか。というの、いまお話をございましたように、国の公債発行という、国債発行というものがことし限りでなくて、むしろ昭和四十一年度の七千三百億を上回るような額が四十二年度において発行されるのではないか。かりに上回らなくても、いま

の七千三百億を減るようなことではないであらうという一つの観測をいたしております。と同時に、また大蔵大臣なんかも、むしろ減るのじゃなしにふえていくのだ、ここ数年はふえていくのだというふうなことを言っておりますが、それとともに、一方にはやはりことし相当な減税という形をとりましたけれども、これでいいというわけでも私はないと思うのです。減税の要求なり、あるいはび減税しなければならぬというそういうことも出てくると思う。とすれば、この公債発行というもの、額の点は、七千三百億を上回るのか若干下回るのか、それはともかくとして、大体七千三百億程度のものがここ何年かは続くであらうというふうに思うのです。

私、その見通しは、単に私、個人的な見通しと
いうことでなしに、これは一般に通ずる見通しだ
ろうと思うのですが、こういうことが、もう予算
編成の後から相当な経過をしておりますけれど
も、動かないと思えますね。とすれば、来年度の
ことについて一体どうするかということについて
ても、私は当然何かの考え方は出ておらなければ
ならないのじゃないか。それは二段がまえとかい
うことも言われますけれども、そこまで政府部内
での今後の見通しというようなことについては、
何らの話し合いがないということですか。

○政府委員(柴田護君) 見通しが立ち得るような状態でございますれば、私どももいたしましては、こういう四十一年度限りの特別法を制定をし、おしかりを受けるような措置をとりたくなかったわけでございます。その際にはきょうな見通しが立たなかった、それから現在でも、景気は多少下降する状態をとめて、若干明るい見通しがあるようにでございますけれども、まだはつきりと上昇に転じたという徴候はない。こういう情勢でございますので、やはり日本経済の特色から言いますと、八月がやってまいりませんと下期の見通しが立たない。その時点において、ここ数年間どうなるかということを見通さざるを得ないような時期がくるだろうと思つたのでございます。

でございます。

○鈴木壽君 これにまた案分したようなかつこうで割ったと、こういうことなんですね。私またね、減税額そのものずばりでもないし、減税に見合う額だと、こういう話ですから、はて一体どういふことなのかと、こう思っておたわけですが、わかりました。総額としては減税額には及ばないけれども、その割合でこう分けるのだと、こういうことでございますね。

○政府委員(柴田護君) 総額はでき得べくんば前方足したものであったのですけれども、最初出発いたしましたのが、所得税源を移譲をして埋めたいということでございます。その場合に、税制が違いますので、所得税源をもらいまして、受け取るのは二百四十億円しか受けとめられない。そこで初年度の減税は三百億でございますけれども、それが大体二百四十億円しか税源としては受けとめられない。これが今度所得税源の移譲がだめになりましたので、たばこ消費税的なものに振りかわった。たばこ消費税の要求が来年度以降は認められども、初年度は臨時特例交付金でかんべんしてくれと、こういうことになったのでございます。

○鈴木壽君 所得税の一部を地方の住民税に移譲するといった場合に、大体総額としては二百四十億程度だということですね。その場合に、あれですか、県民税の場合で大体七十億、それから市町村民税の場合で七十億程度になるわけですか、その関係はどうですか。

○政府委員(柴田護君) 二百四十億という数字は、国税の税源を移譲する限度、つまり三百億減税をしますけれども、移譲としては二百四十億しか受けられない。それを三百億の減税額の府県と市町村の内訳によって案分をしたわけで、七十億と七十億の数字を出した。したがって、総額は減税額に案分をしておる。個々の地方団体にはたばこの本数で分けると、こういうことになっておるわけです。

○鈴木壽君 私は、たばこの分け方はいいんです

がね。移譲の場合、所得税を住民税に移譲しようとなさいましたね、最初の案は。その場合にも県税の何かがかかると、市町村民税のほうにも、住民税のほうにも幾らかかると。そのかかると幾らくらいずつの額であつたのかと……だからそれと、いまの七十、百七十とが対応するような額になっているのかどうかということなんです。数字がもつともらしいから、どこかその合う数字があるのじゃないかと、こう思ったの……

○説明員(横手正君) 積算の基礎を申し上げますが、国税移譲の場合におきましての額で申し上げますと、おおむね百八十億くらいが都市町村民、それから六十億が県民と、こういうような額になっております。

○鈴木壽君 なるほど、これで二百四十億ですね。大体わかりました。しかし、必ずしもこれで一致もしないしということですね。それから減税額とも一致しない。まあまあいいでしょう、そこら辺で。あまりこまかくやっても、これはしょうがない。残りの百七十四億を都道府県だけに分けるというのは、これは一体どういふことなんですか。

○政府委員(柴田護君) 先ほど御説明申し上げましたように、市町村に分けてもかまわないのです。ただ、分けますと三千四百団体に全部計算しなければなりません。全部の計算は、普通交付税と百七十億、四十億を足したもので計算するわけですから、府県だけに寄せてしまった、そのほうが事務手続が簡単でございます。それだけの理由でございます。

○鈴木壽君 まあ簡単かもしれぬけれども、おそろくこれによって府県がもうけたとか市町村がもうけたとかいうようなことはまたないだろうと思ひます。ただ、交付税に加えて配分するというかには、実は、これはうちのほうだけこうなんだ、計算がめんどうだしというふうなことはどうですか。それによって、いま言ったように、市町村が損したということももちろんないと思ひます。これは計算の方法もありますから、私

はそれをどう言うわけではありませんが、やはり、交付税の総額に百七十四億というものを加えて普通交付税の取り扱いをするのでしようが、百七十四億というものは、そういうかつこうですらうとやっておいたほうが、どうせこの数字を、めんどろだと言つても、この数字を分けるということじゃなくて、関係のそれぞれによって総額を分けてやるというかつこうですから、何も別にめんどろなわけでも何でもない。これだけを目につけると、これをどう分けるかということになると、あるいはめんどうかもしれぬけれども、合わせて加えて分けるのだということでありまして、そこら辺ちよつと私は、あまり考え過ぎたやり方じゃないかと思うのですが、どうですか。

○府政委員(柴田護君) これは私も前に経験がございまして、昭和二十九年——三十年でございまして、臨時特例の地方特別交付金という歳入欠陥補てんのような金を国からもらつて、そうして交付税と一緒に分けたことがあるのです。そのときに非常に苦勞いたしましたのは、一緒に計算をするわけですから、これを今度離す場合に、すべて一つ一つの端数は計算をしなければいけない。その端数計算の手間は、三千四百よりもたいへんなことになりました。そこで、四十六にこれを縮小させていただいた、こういうことでございます。

○鈴木壽君 私、それでは時間もありませんからやめておきます、約束した時間をかなりオーバーしておりますから、きょうはこれで、次回にまた……

○理事(沢田一精君) 三案件に関する本日の審査は、この程度といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和四十一年四月二十八日印刷

昭和四十一年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局